

# 「杉並区保健福祉計画」改定案に対する区民等の意見提出手続の実施結果

## 1 区民等の意見提出手続の実施状況

### (1) 実施期間

平成 24 年 10 月 11 日(木)～11 月 10 日(土)

### (2) 広報すぎなみ 平成 24 年 10 月 11 日号

- ・杉並区公式ホームページ
- ・文書による閲覧（保健福祉部管理課、障害者施策課、区政資料室、区政相談課、保健センター、福祉事務所、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館）

### (3) 意見提出実績

計 29 件（個人 19 件、団体 10 件 延べ 137 件）

- ・電子掲示板 1 件
- ・F A X 8 件
- ・メール 12 件
- ・郵送、持参 8 件

## 2 計画(案)の修正内容等

### (1) 区民意見の概要と区の考え方

別紙 1 参照

### (2) 修正一覧

別紙 2 参照

## 3 問い合わせ先

杉並区保健福祉部管理課 計画調整担当

電話 3 3 1 2 - 2 1 1 1 内 1 3 4 4

## 区民意見の概要と区の考え方

	項目名	意見の概要	区の考え方	修正の有無	
全体について	1	意見募集の公表	寄せられた意見は、すべて区民に公開し、検討できるようにすべき。	区へ寄せられた意見については、広報で主なご意見とそれに対する区の考え方を掲載するほか、HPで、全意見の概要については、公表します。	無
	2	全体の構成、記載方法について	分野が何カ所かに分かれて掲載されており、分野ごとに1カ所でまとめて読むことができるようにすべき。今回の計画には、事業ごとの具体的な数値目標が書かれていない。各事業の5年後の目標値を明確に記載すべき。	今回の保健福祉計画は、総合計画の施策・事業体系に合わせることで、分野にとられることなく、事業を体系づけており、分野を超えての連携を図っていきます。なお、参考として分野別の施策・事業の体系を掲載しております。また、ご意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正します。(P17等)	有 (別紙2 修正一覧 3)
	3	閲覧用計画(案)について	閲覧のみは、不便。HPで公開しているのか。	閲覧用計画(案)については、HPに掲載しております。閲覧期間中は区のHPのトップページ、「区からのお知らせ」にも、表示しております。	無
	4	区民意見の反映について	大切な計画が出される前に、各関係団体等や関係者から意見・考えを聴く場所を設けて欲しい。 また、説明会の在り方やPR方法なども工夫し、行政と区民が直接話のできる貴重な場が施策に有意義に反映されるようにして欲しい。 (他、同趣旨1件)	「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき区民等の意見提出手続(パブコメ)を実施しており、広報やHPへの掲載、各閲覧場所を設置しています。 また、関係団体については、個別に説明会等を行い、意見を聞く場を設けております。	無
	5	分野を超えての連携	今後はますます住民の福祉力の向上と住民による共助を促進する支援の必要があると考える。最終的には自律した共助の関係が生まれるように後押しする施策であるべき。 高齢者施策において「共に支えあう関係をつむぐ」「高齢者のいきがい活動の支援」といった章立てがあるが、高齢者福祉の範囲に限らず、すべての対象者を包括した地域福祉全般での章立てをつくることを望む。	「共に支えあう関係をつむぐ」は、高齢者・障害者・支えあいとセーフティネットの3つの施策を含むものであり、ご指摘の地域福祉全般の章となっています。	無
	6	分野を超えての連携	第1章に、孤立化の防止、高齢になっても障害があっても自分らしく生きること支える等の方向性が示されている。これらの実現には、各野を超えての連携が必要であると思われる。具体的な施策の追加を求める。 (他、同趣旨1件)	重点プランで、地域の見守り体制の強化に取り組むこととしています。各分野を超えて連携を進めます。	無
重点プランについて	7	重点推進プラン 首都圏直下型地震への備え	首都圏直下型地震への備えを保健福祉計画に入れるならば、広域避難場所や常緑樹の植樹についても項目を入れた方がわかりやすい。	広域避難場所は、主に大規模延焼火災が発生した場合に、火の手から区民を安全に保護するため、火災が鎮火するまで一時的に待つ場所として東京都が指定しています。主に大きな公園や広場などを指定され、燃えにくい樹木が植えられていたり、不燃化されています。 保健福祉計画では、首都直下地震の備えとして、災害時要援護者を支援する対策や災害時医療体制の充実について記入しています。	無
	8	重点プラン	「重点推進プラン」として掲げられた「認知症対策推進」「在宅療養生活支援」「見守り体制強化」住まいと施設の整備もおおむね同意できる。「重点推進プラン」としては更に「地域包括支援センターの充実」を加えたいと考える。	重点プランに掲げた施策により、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域包括支援センターを中心に取り組みます。	無

		項目名	意見の概要	区の考え方	修正の有無
重点 プラン に ついて	9	重点プラン	24～27ページの「重点推進プラン」はいつどのように実現可能なのか、不安に駆られる。 「自己の意思に基づきサービスの選択や決定」をなし得るような状況が一刻も早く実現することを望む。	重点推進プランの記載では、今後の保健福祉分野の最優先事業としてその方向性を示しています。具体策については、後述の本文部分で明らかにしています。 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう計画を進めていきます。	無
	高齢者のいきがい活動の支援	10	基本的な考え方	基本構想にかかげられた理念に具体性を持たせ明記していることを評価する。この計画に沿った施策が実現されることを期待する。 また、長寿応援ポイント事業は今後も継続することを望む。 (他、同趣旨1件)	高齢者が安心して暮らせる地域となるよう計画を進めていきます。 また、長寿応援ポイント事業は、事業の効果検証を行いつつ継続していきます。
11		長寿応援ポイント	地域貢献活動も、いきがい活動も、高齢者が自分自身の意思で本人の健康やいきがいのために行う活動である。物質的な見返りを求めて行うものではない。純粋な活動に対して、たとえ僅かでも金銭を支払うことはよいことではない。 長寿応援ポイント事業の廃止を要望する。	高齢化が一層進展していく中で、高齢者が多くの人々とかわりながら、地域の中でいきいきと活動できる環境を整えることが区の大きな課題となっています。 長寿応援ポイント事業は、ボランティアや各種活動の対価としてではなく、高齢者自身の健康増進・介護予防に加え、地域のための支えあいの活動にもつながる	無
12		長寿応援ポイント	ボランティアはポイントや金銭めあてで行うことではない。この制度はボランティアの趣旨を曲げるもので、継続することに反対である。他方、区が必要な仕事であれば(たとえば公園の掃除)、きちんと賃金を払って人を雇って行うべき。	高齢者の自主的な活動を応援する事業であり、地域での見守りや孤立防止の効果も見込んでいるものです。 今後、事業の効果検証を踏まえ、持続可能な制度として必要な見直しを行います。	
障害者の社会参加と就労機会の充実	13	PDD成人期のケアについて	障害者(児)の支援に関しては、区外の専門的な機関と連携を強化して欲しい。また、先駆的な取組や実績ある機関の実践も参考にしてもらいたい。	ご意見のとおり、様々な機関の取組を参考にさせていただきます。	無
	14	一貫した支援と世代間交流施策	包括的な発達障害支援の施策・父親支援の充実を発達障害支援をしている立場から、所管が枝分かれしていることにより、一貫した支援は先進自治体と比べ、かなり遅れている。年齢構成の比重により、高齢者世代の施策はやむを得ない面もあるが、世代間交流の仕組みはほぼ皆無。この施策を早く講じる必要がある。	ご意見を参考にしながら、今後の施策の充実に努めます。	無
	15	障害者の就労支援の充実	就労が無理な方が就労することで傷つくケースもあるので、就労だけがゴールと捉えられないようにしてもらいたい。この計画で就労に大きなスペースを割いていることから懸念を持つ。	就労についても個々の希望や障害の特性にあった支援が必要です。職業評価等を活用し、一人ひとりにあった支援を行います。なお、障害者の社会参加についても、重要な施策として記載しております。	無
	16	特例子会社の誘致	特例子会社の制度自体が、一般就労の困難さを示している。企業は本体業務にあたって法に定められた雇用率をクリアするべきである。特例子会社の誘致には賛成できない。かつてのように、区の事業として直接雇用などを拡大すべきと考える。	できるだけ身近な地域での障害者の就労の場を確保する必要があります。また、一人ひとりにあった働く場の確保の観点からも、障害の特性に配慮された就労の場として特例子会社の必要性があります。	無

		項目名	意見の概要	区の考え方	修正の有無
障害者の社会参加と就労機会の充実	17	工賃アップのための取組の支援	作業所が工賃、工賃と追われている現状を憂慮する。本来、福祉作業所としてなり立つだけの助成を行政が行うべき。作業所の自助努力だけではきわめて困難である。 経営の専門家のアドバイスや事業拡大などと書かれているが、福祉作業所についての計画としては違和感がある。商売でなく、福祉として運営されているのだから、その限界も認め、必要な財政的支援を十分行うべき。	各作業所の運営経費に工賃を充当することはなく、国、都、区からの給付費や補助金で運営されています。 工賃については、障害者の方の働く意欲に応え、自立や自信につながるものでもあり、できるだけ障害者の方の力が工賃のアップにつながるよう、区は支援していきます。	無
	18	障害者の移動支援の充実	現在、通所先のバス停から自宅への送迎が家族以外（ヘルパーさん等）は認められていないが、これを可能にして欲しい。	送迎に関して、移動支援事業の利用は、原則できません。移動支援事業は、今後も余暇活動等を促進するための事業として実施していきます。ご理解ください。	無
	19	心のバリアフリーの推進	インクルージョン教育の推進により、小さなときから健常の子と障害をもった子がふつうに交わる環境をつくることを加筆すべき。 学校教育の中で障害者に対する偏見をのぞくことは重要であり、やはり加筆すべき。	障害の有無を越えてお互いが理解しあえる社会の実現のためには、学校教育における取組も重要です。区内の各学校では、特別支援学校や特別支援学級と通常学級との交流・共同学習など、児童・生徒同士の交流を展開しているところです。今後も、教育分野と連携して心のバリアフリーの推進に努めます。	無
高齢者の在宅サービスの充実	20	高齢者の認知症対策の推進	認知症地域支援専門員については、窓口になるケア24に専門医を一人増やすべき。	専門医のかかり方については、認知症疾患医療センターや認知症サポート医等の連携の仕組みの検討の中で明確にします。	無
	21	高齢者の認知症対策の推進	認知症に関する対応をすべて地域包括支援センターに任せるのは過重なので、区役所にも窓対応部署を置くべきである。 （他、同趣旨1件）  認知症高齢者家族安らぎ支援の「軽易な介護」の内容はどのようなものか。また、介護保険サービスとの区別を明確にし、利用時間、回数を増やすなど、家族介護者を支援すべきである。 （他、同趣旨1件）	ご意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正します。（P91）  安らぎ支援で想定している軽易な見守りは介護者の留守時に高齢者を見守る緩やかなもので、概ね2時間程度を考慮しており、一般的な身体介護は、介護保険サービスで対応するものと考えています。	有  （別紙2 修正一覧 19）
	22	地域認知症ケアの推進	認知症高齢者グループホームを拠点に地域との交流事業云々とあるが、事業者まかせにせず、区が支援し、区職員が地域とのネットワークづくりに参加すべきである。 （他、同趣旨1件）	ご意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正します。（P91）	有  （別紙2 修正一覧 19）
	23	地域包括ケアの推進	在宅生活支援に重要な役割を担っている地域包括支援センターの充実こそ、杉並区の誇りだと考えるが、介護需要や深刻な相談事例が益々増加し、現在の体制では多様な課題に到底対応しきれない。スタッフの増員を含め、委託費・事務経費などを増額すべきである。 （他、同趣旨3件）	高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域包括支援センターの果たす役割は、ますます重要となっています。困難事例相談対応の支援など地域包括支援センターに対して、区は適切な支援を行っていきます。	無

	項目名	意見の概要	区の考え方	修正の有無	
高齢者の在宅サービスの充実	24	地域包括支援センター（ケア24）による総合相談・支援	記述に「介護保険以外の保健福祉や医療サービス、地域団体・ボランティア、NPOなどによるサービスなどが利用できるよう支援します」とあるが、「地域団体・ボランティア」が行うものは活動であり、サービス提供者と利用者という関係ではなく、住民相互の支えあいの関係になるので、併記するのではなく、「また、地域団体・ボランティアと地域の支えあいの関係が育めるよう社会福祉協議会等と連携しながら支援していきます」とすることを望む。	ご意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正します。（P94）	有 （別紙2 修正一覧 28）
	25	高齢者総合相談支援	「攻めの姿勢」でと書かれているが、このようなところで「攻め」ということばはふさわしくない。「積極的なニーズの掘り起こし」「外へ出て潜在的なニーズを顕在化させる」などに言い換えを。	従来行政は申請主義を基本としており、孤立化した高齢者への対応・支援が十分ではありません。申請を待たず、区側からニーズを組取することを「攻めの姿勢」と表現しています。	無
	26	在宅療養支援体制の充実	介護を理由とした働き盛りの方の離職を避けるため、在宅療養生活支援を早急に進めてほしい。	在宅医療相談調整窓口や後方支援病床の確保など、医療と介護、福祉の連携を強化し、在宅療養生活を総合的に支援していきます。また、ご意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正します。（P93）	有 （別紙2 修正一覧 27）
	27	後方支援病床の確保	区内の病院の1、2床を確保し、在宅と病院を終始行き来できるシステムが有効ではないか。	現在「後方支援病床事業」として、区内8病院と協定を締結しており、必要時に利用できるよう病床を確保しております。治療が終われば在宅に戻れる仕組みとして、在宅療養生活の継続を支えるセーフティネットとして運用しています。	無
	28	在宅医療相談調整窓口の運営	在宅医療相談調整窓口は職員が直接相談を受けているのか。退院後の次の行き場所についての相談は、病院のソーシャルワーカーの仕事であり、区が引き受けるのは筋違いである。病院が十分にできないのであれば、区は病院を指導すべきである。	相談調整窓口は職員が直接対応しています。病院のソーシャルワーカーに区内の様々な医療資源等の情報提供を区が行うことは、非常に重要な役割であると考えます。区民が安心して退院後の在宅生活が送れるように、指導ではなく病院と区の密な連携が必要です。	無
	29	家族介護者支援事業の充実	「ほっと一息、介護者ヘルプ」については、年間の利用時間、1回ごとの単位時間共にあまりにも少なく、延長すべきである。また、介護度による利用枠も拡大してほしい。（他、同趣旨1件）	介護者の休息を目的として、1回の利用を6時間を上限とし、年間24時間としていきます。また、ご意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正します。（P93）	有 （別紙2 修正一覧 27）
	30	安心おたっしや訪問事業	文中に区職員や委託事業である地域包括支援センター職員と同様に民生委員の行動が書かれているが、本来、民生委員との関係は連携や協働であるので、「民生委員の協力を得て」とか「民生委員と協働し」等の表現にすべき。	安心おたっしや訪問事業については、民生委員活動の一環として、区・地域包括支援センターと協働して実施いただいております。訪問の実施主体として、活動いただいている関係者を記載しております。	無
	31	高齢者の見守りサービスの充実	安否確認等高齢者の見守りに、地域の目が必要なのは当然だが、緊急通報システムの拡大を図る程度でいいのではないか。配食サービスを弁当宅配業者に委託せず、「ふれあいの家」の配食を削減することなく継続すべき。（他、同趣旨1件）	ご意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正します。（P97・P98）	有 （別紙2 修正一覧 33・34・ 36）

	項目名	意見の概要	区の考え方	修正の有無	
高齢者の在宅サービスの充実	32	高齢者の見守りサービスの充実	たすけあいネットワークの「あんしん協力員」について「あんしん協力員」は、無償のボランティアか。そのボランティアについて、きちんとフォローできるシステムが整っているのか。配食サービスや安心コールなどさまざまなサービスがあるが、情報の統括はどこでしているのか。見守るべき方々の必要な情報が共有できるような環境が整っているのか。	ご意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正します。(P97)	有  (別紙2 修正一覧 33・34・ 35)
	33	高齢者の見守りサービスの充実	地域の見守り体制の重層化については、地域の方々がふれあい、交流する場の「きずなサロン」など地域のつながりでやるべき。	地域における日常的なコミュニケーションの場として「きずなサロン」は重要な役割を果たしていると考えています。そのうえで、区は「安心おたっしや訪問事業」や「たすけあいネットワーク(地域の目)」など重層的な見守り体制を構築します。	無
	34	日常生活支援サービス	生活支援サービスは現在、緊急時に限定されてしまった。非該当の人だけではなく、介護保険制度のサービスのみでは生活維持不能の人にも利用できるように、要件を緩和していただきたい。特養ホーム待機者に24時間安心ヘルプの基本月額の一部を助成の実施や他のサービスを利用する場合にも助成をひろげてほしい。(他、同趣旨2件)	ご意見は、今後の事業運営の参考とさせていただきます。	無
	35	介護保険サービス等の適切な利用の促進	すべてのケア24にサイトを作成するのが望ましいし、ホームページがあるケア24については区のホームページにリンクを貼ってほしい。事業所情報検索システム(U-WINS)も使いやすいうように配慮してほしい。	現在は杉並区ホームページの「お役立ちサイト・リンク集」から、全地域包括支援センターのホームページが閲覧できます。また、ご意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正します。(P101)	有  (別紙2 修正一覧 40)
	36	介護保険サービスの質の向上	介護職員等離職者が増えている。看護師・保健師・介護士等の人材確保、定着支援、待遇改善に向け、杉並区としても何らかの新施策を創り、実行してほしい。(他、同趣旨3件)	介護人材の確保・処遇改善のため、国において適切に介護報酬を設定することが必要です。24年度からの介護報酬改定においては介護職員の処遇改善等を踏まえた改定率となっています。また、労働環境整備の推進のため、介護保険法改正で労働法違反の事業者の指定をしない等の労働法規の遵守が明記されました。区においては、介護報酬改定後の就業状況等の推移を注視していきます。	無
要介護高齢者の住まいと介護施設の整備	37	要介護者の住まいと介護施設の整備	特養の入所待機解消に向け施設整備を進めてほしい。	特養の入所待機者解消に向け、区の重要施策として、施設整備に積極的に取り組んでいきます。	無
	38	要介護者の住まいと介護施設の整備	施設に入所ができなくても、要介護者と介護者がより生活しやすい住宅の整備を検討してほしい。	見守りや生活支援に加え、必要に応じて介護と看護が受けられる高齢者向け住宅の整備を進めていきます。また、ご意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正します。(P105・P106)	有  (別紙2 修正一覧 46・48)

		項目名	意見の概要	区の考え方	修正の有無
要介護の高齢者 の住まいの 整備と 介護施設 の確保	39	杉並型サービス付き高齢者向け住宅	みどりの里は今後どうしていくのか。低所得者向けの住宅確保に取り組んでほしい。	みどりの里については、低所得者の住宅確保策と合わせ今後の取り扱いを検討していきます。	無
	40	障害者の地域生活支援の充実	ひとくちに障害者といっても多様な障害の方がいる。それぞれの障害によって、解決すべき問題も全く違っていている。せめて、身体、精神、知的の3分野に分けて記述するなど、もっと詳細な計画を書き込んで欲しい。	障害の種類により分けて記載はしておりませんが、計画に記載している施策を着実に推進します。	無
	41	障害者の相談支援の充実	身近な地域において様々な相談や必要な情報が取得できるよう、利用者の視点で事務所が選択できるよう希望する。組織上、人員配置上むずかしいかもしれないが、可能な範囲で柔軟な対応をして欲しい。	福祉事務所への来所相談のみではなく、特定相談支援事業所による障害福祉サービスの利用に関する相談対応・情報提供など、身近な地域で相談支援が受けられるよう、体制を充実していきます。	無
	42	障害者の相談支援の充実	障害者の相談体制の再構築にあたっては、質の差や不均衡が生じないようにしてほしい。 (他、同趣旨2件)	区は基幹相談支援センターの機能を担い、相談支援体制全体をまとめ、民間の障害者地域相談支援センターのバックアップや指定(一般、特定)相談支援事業所のネットワーク化への支援を行うことにより、質の差や不均衡が生じないように再構築を図ります。	無
	43	障害者の相談支援の充実	既存の区委託相談支援事業所7所の中で地域相談支援センターに指定されなかった事業所を新たに障害者自立支援法の地域生活支援事業にある「地域活動支援センター」として杉並区が指定し、創作的活動や地域との交流などを行うと同時に相談支援が継続できる事業を実施して欲しい。	創作的活動や地域との交流を図る場の確保は重要です。地域活動支援センターの役割等も含め、相談支援体制の再編をします。	無
	44	障害者の相談支援の充実	杉並区でながらく相談支援に携わってきた相談員は、区や障害者にとって掛け替えのない存在である。そうした人材を区から失うことのないように手厚い支援を図って欲しい。 (他、同趣旨1件)	障害者の相談にあたっては相談員の質の確保が重要です。相談支援体制の再編にあたってはその点を十分に考慮し、これまでの相談体制をさらに向上させるように取り組みます。	無
	45	障害者の相談支援の充実	地域で生活を送っていくために、切れ目のない継続した支援を受けられるよう、地域相談支援センターを構築して欲しい。	ご意見のとおり、切れ目のない支援を実施する地域相談支援センターを構築します。	無
	46	障害者の相談支援の充実	既存の区委託相談支援事業所は事業所ごとの特性を生かし、アートクラブ、料理教室、カフェ、スポーツ活動等を開催し、知的障害者が心を開けるような様々な努力を重ね相談支援センターとしての活動を構築している。本人が気軽に相談しに行けるような相談センターを設置して欲しい。 (他、同趣旨1件)	これまでの委託相談支援事業所(自立支援センター含む)が行ってきた様々な活動・事業を基盤としながら、より充実した新たな相談体制の構築に向けて努力します。	無

		項目名	意見の概要	区の考え方	修正の有無
障害者の地域生活支援の充実	47	障害者の相談支援の充実	福祉事務所が手帳にかかわる事務手続きのみに移行するのは困る。また障害者の相談支援所を全部民間委託し、区は基幹相談支援センター機能のみ行うのでは直接区民の声を聞く場所がなくなる。福祉事務所での相談窓口を継続して欲しい。	障害福祉サービスの利用に関する相談は特定相談支援事業所が対応することになりますが、補装具・日常生活用具、自立支援医療（更生医療）等についての相談対応は引続き福祉事務所で行うほか、身体・知的障害者福祉に関する情報提供や関係機関の案内を行います。	無
	48	障害者のグループホーム・ケアホーム等の確保	グループホームの質の向上が必要であることを追加して欲しい。行政として、事業者とともに、質の向上に何が必要かを考え、必要な支援を行って欲しい。ひとつには、職員の人件費が低すぎることが上げられる。区としての助成を考えて欲しい。もちろん、数も必要。さらに増やしていけるよう、民間の努力を支援して欲しい。	グループホームを運営する民間事業者が、利用者に適切なサービスを提供するとともに、適正な事業運営を行うよう、事業者への助言・指導を行っていきます。なお、グループホームの運営には、国・都・区からの給付費が支給されているほか、整備にあたる場合も補助制度があります。今後も、民間事業者とともにグループホームの整備に努めます。	無
	49	障害者のグループホーム・ケアホーム等の確保	個々のニーズにあわせて、せめて訪問入浴介助をグループホームでも利用できるようにして欲しい。その際、グループホームへ支払われる補助金が減額されないような特別な配慮をお願いしたい。	平成26年4月に予定されている、グループホームとケアホームの一元化に向けて、国はグループホームの新たな支援形態の一つとして、外部の居宅介護事業者と連携することにより個々の利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行うことを検討するとしています。区としては国の動向を見極め迅速に対応します。	無
	50	障害者のグループホーム・ケアホーム等の確保	今回の計画にも重度知的障害や身体障害の方々の施設整備計画があり、ありがたく思っている。現存の通所施設も定員いっぱいの施設が多く環境に余裕がない。今後も引き続き通所施設の整備・支援をお願いします。	計画の実施に努めます。	無
	51	障害者のグループホーム・ケアホーム等の確保	本年度、区有地を利用したグループホームが開設された。引き続きこのようなグループホームが増えるように計画に入れて欲しい。また、世の中の流れと同じように、知的障害者と家族の高齢化は深刻な問題。現在すでにグループホームに入居している方、一人暮らしをしている人、ご家族の支援が得られなくなった高齢の人たちが入れようような小規模入所のような施設が必要になってくると思われる。高齢障害者の介護・支援のための設備、専門職・医療関係者等を含めた人的配置などを是非計画の中に盛り込んで欲しい。（他、同趣旨1件）	障害者が地域で安心して生活できるよう、区有地の活用も含め、グループホームを整備します。なお、グループホームにおける医療に関する支援は国の動向を注視し、検討します。	無
52	短期入所等の充実	短期入所について、1ヶ月あたりの利用日数について増やして欲しい。また、短期入所施設の空き状況がインターネット等でわかるようなシステムを作って欲しい。緊急時には、肢体不自由者でも確実に利用できるよう確保してほしい。（他、同趣旨1件）	短期入所に関する1ヶ月の利用については、現在4日としておりますが、日数変更の必要が生じた場合には、その都度個別に対応しておりますので福祉事務所にご相談ください。なお、空き状況の確認等、利用される方の利便性の向上につきましては、短期入所事業を行う運営法人と協議してまいります。	無	



		項目名	意見の概要	区の考え方	修正の有無
障害者の地域生活支援の充実	53	短期入所等の充実	<p>現行の「障害者てびき」には、短期入所とは別枠で日帰りショートステイ3日とある。今回の素案には書かれていないが、なくなってしまうのか。もし、日帰りショートステイが、あるのならば、時間の延長、夕食提供など、夕方から夜の時間をカバーすることはできないか。</p> <p>(他、同趣旨1件)</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正します。(P112)</p> <p>なお、利用時間の延長につきましては、短期入所の受け入れを行うことから、居室の確保や支援員の体制など困難な状況にあります。</p>	<p>有</p> <p>(別紙2修正一覧55)</p>
	54	障害者の疾病予防	<p>障害者施設検診を受けているが、検診内容の簡素化が気になっている。体の不調を訴えづらい障害者にとっては検診ひとつとってもその結果は体の状態を知る大切なものとなっている。更なる検診内容の充実をお願いする。</p>	<p>障害者施設健診は、かかりつけ医がいないか、遠方であるなど健常者と同じような特定(成人)健診を受けることの困難な施設通所者に行っています。健診内容については、22年度から胸部エックス線検査を希望制にするなど変更しました。これは、平成19年の結核予防法廃止に伴う、結核罹患率の低下による1年に1回の胸部エックス線検査義務の廃止を受けて改定したものです。障害をお持ちでも、病気が疑われるときは地域のかかりつけ医などを受診でき、誰もが気軽に健診が受けられる体制づくりに努めます。</p>	<p>無</p>
支えあいとセーフティネットの整備	55	成年後見制度の利用促進	<p>あんしんサポート事業(福祉サービス利用援助)は成年後見制度と別の制度であるので、“等”を入れる必要がある。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正します。(P116)</p>	<p>有</p> <p>(別紙2修正一覧56)</p>
	56	あんしんサポート事業	<p>要支援高齢者や身体障害者への対象者の拡大は既に実施しており、新たなサービスの拡大ではない。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正します。(P116)</p>	<p>有</p> <p>(別紙2修正一覧57)</p>
	57	震災救援所運営連絡会	<p>区として震災救援所運営連絡会の位置づけを明確にすべき。</p>	<p>総合計画施策2「減災の視点に立った防災対策の推進」、実行計画施策2の1「地域防災力の向上」で災害時の拠点となる震災救援所の態勢を向上させるため、震災救援所の運営連絡会を充実します。</p>	<p>無</p>
	58	福祉救援所	<p>災害時の緊急避難場所に「なのはな生活園」「こすもす生活園」等早急に指定してほしい。</p>	<p>区から指定を受けた公立の障害者・障害児施設は、施設利用者に限らず、震災救援所・第二次救援所での避難がむずかしい障害者・障害児を受け入れ、避難場所や救援物資の提供・情報提供など、震災後の障害者救援の「拠点」として支援活動を行う福祉救援所として、整備します。</p>	<p>無</p>
59	資金貸付及び生活保護制度等の周知	<p>この項目中に「社会福祉協議が行う生活福祉資金や総合支援資金」について具体的な記述を望む。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正します。(P118)</p>	<p>有</p> <p>(別紙2修正一覧60)</p>	

		項目名	意見の概要	区の考え方	修正の有無
支えあいとセーフティネットの整備	60	生活困窮者等への支援	「生活保護の実施機関としての...福祉事務所の組織改正を行いました」とあるが、福祉事務所は本来福祉の各分野の相談が寄せられる機関のはず。違う意味ならわかりやすく書き直して欲しい。	福祉事務所は、生活困窮者（低所得者）からの経済的な相談を中心に、家庭生活全般に関するものに至るまで、多岐にわたる様々な分野の相談を受け、他法・他施策活用の必要ある場合は、関係機関・関係各課へ即時につないでいくこととしております。また相談者の経済状況によっては、生活保護の実施機関として、生活保護の適用を行い、被保護者の自立を助長する役割を担っています。今後も関係機関・関係各課との連携を図り、区民福祉の向上に努めていきます。	無
	61	生活困窮者への支援の強化	「生活保護を必要とする人に対しては、確実に生活保護制度を適用することになるが」とあるが、「生活保護を必要とする人に対しては、適切かつ速やかに適用出来るよう努力する」のように変えるべき。今後、生活保護の必要な人は増加していくと思われる。必要な方には生保がきちんと適用されるようにしてほしい。	福祉事務所では、生活保護の適用に際して、十分に相談者の話に耳を傾け、必要な助言・指導を行いつつ、保護を必要とする人に、適切な適用を図っていきます。	無
	62	生活困窮者への支援の強化	協力機関として「社会福祉協議会」も加えるべき。	NPO法人等民間事業者や公的関係機関の支援のノウハウを有効に活用し、生活保護受給者の自立支援を促進していきます。社会福祉協議会につきましては、杉並福祉事務所の住宅手当支給事業とセットでの生活福祉資金の貸付や「あんしんサポート事業」の活用など、既に密接な関係となっています。今後も公的な関係機関のひとつとして、連携を深めていきます。	無
	63	路上生活者の自立支援	路上生活の方のうち、障害や病気をもって、自立したくてもできない人には、自立、就労ばかりではなく、適切な医療、福祉につなげる旨も加筆してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正します。（P119）	有 （別紙2 修正一覧 63）
安心して子どもを産み育てられる環境づくり	64	子育て応援券事業	子育て応援券の無償交付は1、2万円に抑えるべき。また、英語やピアノ教室のような習い事サービスは対象から除外すべき。	子育て応援券事業については、区民や事業者、学識経験者で構成する「杉並子育て応援券推進懇談会」の意見を踏まえた見直しを行いました。その結果、地域とのつながりがより必要な低年齢児のいる家庭への無償交付を平成24年度から拡大するとともに、主に子どもに特定の知識・技能を習得させることを目的とするサービスは平成25年度から対象外とするなどの対応を図っています。	無
	65	子育てを応援する企業・事業所への支援の推進	女性の社会進出が進む中で、女性を雇用する各事業者が子育てしやすい職場環境を整備することが重要。そうした事業者への啓発活動に力を入れてもらいたい。 （他、同趣旨1件）	区では、区内事業者の子育て支援への取組を促進するため、平成18年度から子育て優良事業者表彰を行うとともに、パンフレットや区ホームページを通して、受賞した事業者とその取組内容を周知しています。今後も、子育てに理解ある職場環境づくりの促進に向け、事業者に対する啓発活動に力を注いでいきます。	無
	66	母子保健に関する相談支援等の実施	望まない妊娠に悩む若年層が多いことから、妊婦向けの相談案内カードは医療機関や薬局のほか、スーパーなどの女性衣料品売り場や衛生用品売り場にも置いてもらいたい。	平成24年度から取り組んでいる「妊婦向けの相談案内カード」は、若年層にも周知を図るため、区内高校、専門学校、大学等への配付を行っています。ご意見は今後の参考とします。	無

		項目名	意見の概要	区の考え方	修正の有無
安心して子どもを産み育てられる環境づくり	67	特定不妊治療費助成	1回の体外受精を行う毎に多額の費用がかかる。現状をご理解頂き、安心して妊娠・出産できる環境づくりの整備をしてほしい。	不妊治療には高額な負担がかかることは認識しております。ご意見を参考に、国・都の制度の動向を注視し、検討していきます。	無
	68	一時預かり保育の充実 ふれあい保育・育児相談の実施	一時預かりやふれあい保育、育児相談等は区立のみならず私立保育園でも行っており、適切に記載してもらいたい。 (他、同趣旨1件)	ご意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正します。 ( P 131・ P 139 )	有 (別紙2 修正一覧 82・106・ 107・108)
	69	ファミリー・サポート・センター事業の充実	ファミリー・サポート・センターについては、小学校低学年の利用の拡充を図ることが望まれる。	ファミリー・サポート・センター事業は、概ね10歳までの子どもの短時間の預かりや、送迎等の援助を行うことにより、一時的な保育需要や学童保育需要に対応しています。今後も、これらの需要に、安定した対応が図れるよう、協力会員の拡大に取り組んでいきます。	無
	70	乳幼児親子のつどいの場の充実	つどいの広場は、都市部において孤立しがちな子育て環境の中でとても重要であり、更なる整備が求められる。	区では、民間事業者による5か所のつどいの広場のほか、全児童館におけるゆうキッズ事業を展開して、乳幼児親子のくつろぎの場を提供しています。なお、これらの事業の今後のあり方については、平成27年度に予定されている子ども子育て関連3法の本格施行に向けて、総合的に検討していきます。	無
	71	乳幼児親子のつどいの場の充実	つどいの広場などの地域子育て支援拠点事業については、区として今後の事業のあり方や方向性を明確にする必要がある。(他、同趣旨1件)	ご指摘の点については、昨年8月に制定された子ども子育て関連3法の本格施行に向け、今後、区民・事業者の意見を聴きながら検討していきます。	無
	72	児童虐待対策の推進	要保護児童等の継続支援及び保護者支援の充実に向けて、子ども家庭支援センターの充実を図るべき。	児童虐待は社会全体の深刻な問題であり、早期発見と迅速かつ的確な対応を進めることが重要です。こうした考え方に立って、計画案に掲げたとおり、子育てセーフティネットを構築するための各種の事業を推進していきます。	無
	73	ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親(父子・母子)家庭への支援を計画的に進めて欲しい。	区内のひとり親家庭の数は、平成17年度が4,093世帯、平成22年度は3,420世帯となっています。これらの経済的・社会的・精神的に不安定な状況におかれがちなひとり親家庭の自立支援に向け、計画事業を着実に推進していきます。	無
	74	ひとり親家庭の自立支援の推進	区内のひとり親家庭の数は、この間、どのように変化しているのか。		
75	民間母子生活支援施設の建設助成	近年、母子生活支援施設の入所数が減少傾向にある中で、区はどのように施設運営を支援しているのか。	民間母子生活支援施設に対しては、国基準の補助に加え、区独自に必要な補助を行って、運営を支援しています。	無	
76	児童扶養手当・児童育成手当の支給の支給・ひとり親家庭等の医療費助成	母子家庭の生活は苦しく、子どもの教育費に対する助成をお願いしたい。	ひとり親家庭に対しましては、児童扶養手当、児童育成手当、医療費助成などを行っています。このほか、子どもの就学等のためには、母子福祉資金や受験生チャレンジ支援貸付、応急小口資金の貸付を行い、支援しています。	無	

		項目名	意見の概要	区の考え方	修正の有無
保育の充実	77	待機児童対策	待機児童の解消は緊急課題であり、待機児ゼロに向けて一層取り組んでもらいたい。（他、同趣旨1件）	待機児童の解消に向け、引き続き、認可保育所の整備をはじめとする対策を進めていきます。	無
	78	待機児童対策	保育園に入所できず、複数のひととき保育施設を利用せざるを得ない実態もある。こうした実態を今後の保育施設整備に反映するようにもらいたい。		
	79	保育サービスの充実	急増する保育需要に対応するため、認証保育所など認可基準が一部緩和された認可外保育施設が整備されてきている中であっては、いかに保育の質を確保していくかが大きな課題である。	ご指摘のとおり、保育の質の確保は重要な課題と受け止めています。現在、指導監督権限を有する東京都において法令等に基づく指導検査や監督が計画的に実施され、その都度必要な改善等が図られています。また区としても、公立・私立の保育士合同研修を行うなど、区全体の保育の質を高めるよう引き続き努めていきます。	無
	80	保育サービスの充実	質の高い教育・保育を行うため、乳幼児育成施設共同研修など、養護と教育の一体的な提供に向けた支援を一層進めてもらいたい。		
	81	保育サービスの充実	区保育室を認可保育園に転換する場合の基準はどのようになるのか。また、若杉小学校跡地にある保育室は転換しないのか。	区保育室の認可保育園への転換は、認可保育園の設備基準に基づいて行っています。なお、若杉小学校跡地の区保育室はあくまで暫定活用しているものであり、本格活用をどうしていくかは今後検討してまいります。	無
	82	待機児童対策の推進	認証保育所の整備計画を具体化するにあたっては、私立保育園とも協議しながら進めてもらいたい。	区は、これまでも私立保育園と協議しながら、分園の整備や施設の改築・改修に伴う定員増を図ってきており、今後とも連携を密にしながら、待機児童解消に取り組んでいきます。	無
	83	待機児童対策の推進	公設公営の認可保育所を充実してもらいたい。	区においては、民間事業者が、認可保育所や認可外保育施設の運営者として良好な保育を実施し、保護者からも一定の評価を得ている実績があります。今後とも質の高い保育の実施に向けて、適切な事業者選定や指導に努めていきます。	無
	84	延長保育実施園の拡大	延長保育実施にあたっては環境整備も併せて計画の具体化を図ってもらいたい。	延長保育を実施するにあたっては、今後とも園児の負担軽減を図る観点からの保育環境の整備を進めていきます。	無
	85	多様な保育サービスの提供	延長保育については、年齢別人員配置などの保育環境も考慮した取組を進めてもらいたい。		
	86	障害児指定園の拡大	障害児保育は、私立保育園でも取り組んでおり、そのことを踏まえた記載とすべき。	ご意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正します。（P139）	有 （別紙2 修正一覧 106）
87	障害児指定園の拡大	私立保育園における障害児の受け入れを進めるためには、必要な職員を加配する必要があり、区の支援が求められる。	障害児を保育する私立保育園に対しては、区として補助金の加算措置を講じています。	無	
88	産休明け実施園の拡大	1歳児の待機児童が増大しているため、早期に現存する公立の8か月園を9週目園に移行するようにすべき。	区では、1歳児の待機児童解消の対策として、区立保育園8か月園の0歳児募集を停止することで、1歳児の募集を拡充するなど取り組んでいます。また、育児休業の取得が難しい方もいるため、状況に応じて産休明け園の拡大を検討してまいります。	無	

		項目名	意見の概要	区の考え方	修正の有無
保育の充実	89	病児・病後児保育の推進	需要の多い病児保育については、早期に増設してほしい。	現在1か所で行っている病児保育については、需要動向を踏まえ、平成23年度から1日あたりの利用定員を増やし、8名としましたが、引き続き高い需要が見込まれるため、平成25年度に更なる利用定員の拡大を図るとともに、平成26年度中に新規1か所の整備を進めます。	無
	90	子供園の整備	区立子供園は、保育園としてはきわめて貧弱であり、今後も子供園として継続していくのであれば、施設を改修し、短時間・長時間とも、豊かな保育ができるようにするべき。	区立子供園の運営については、毎年、検証・評価を行い、その結果を踏まえて必要な改善を図ってきており、保護者の方からも概ね高い評価が得られています。また、給食の実施については、保護者の意見等を踏まえ、平成25年度の試行実施に向け、検討を進めているところです。	無
	91	子供園の整備	幼保一体化施策である区立子供園の運営については、きちんと検証すべき。また、子供園には給食設備が無く、長時間保育を行う施設としては不十分である。		
	92	子供園の整備	子供園が就学前施設のモデル園となるような取組（保育園や幼稚園との定期的な交流や実践検討会の実施）を望む。	子供園では、私立幼稚園との合同研修や地域の保育園等との連絡会を実施しています。今後も保育実践や特別支援等に関する研修など、子どもたちの教育・保育活動を充実させるための取組を進めていきます。	無
	93	就学前教育の充実	就学年齢以前の子どもについては、保護者の考え方も様々であり、区が統一した指針を設ける必要はかならずしもないと思う。	就学前教育振興指針は、公立・私立の幼稚園・保育園関係者を交えた検討委員会が作成した案について、パブリックコメントを行ったうえで策定したものです。この指針に基づき、家庭教育や公立・私立の乳幼児育成施設がそれぞれの役割を果たしながら、連携協力して子どもたちの育成環境を整えていくよう取り組んでいきます。	無
	94	就学前教育の充実	小学校への円滑な接続に向けて幼保小の連携（交流・研修など）や公立と私立の保育園における質の高い保育の実践を進めていく必要がある。	ご意見の趣旨も踏まえ、就学前の子どもたちの教育・保育の一層の充実に向けて取り組んでいきます。	無
障害児援護の充実	95	障害児援護の充実	「施策3 障害児援護の充実」については、全体として実効性のある支援の実施を期待する。	発達の遅れや心身に障害のある子どもを、地域・行政・学校等が一体となって援助する体制を整えるとともに、継続的な支援を行っていくよう、関係機関等と連携しながら、計画等に基づく取組を着実に進めていきます。	無
	96	障害児援護の充実	現状と課題において“学齢期にも継続するよう一貫した支援体制の整備を図る事が重要性”が記述されている。充実と整備を早急に具体化する事に期待する。	障害児援護に関しては、幼児期から学齢期、さらに学齢期から青年・成人期へのライフステージを通じて一貫した支援が継続されるよう、関係機関のネットワークを構築し、さらに強化を図っているところです。	無

		項目名	意見の概要	区の考え方	修正の有無
障害児 支援の 充実	97	障害児支援の充実	今回の「障害者虐待防止法」には学校、保育所、病院がその対象から除外されている。今後「障害者虐待防止法」の見直し等がおこなわれるときに、すべて障害児・者が対象となり、円滑な仕組みとなるよう、杉並区からも国に働きかけて欲しい。障害のある子どもたちの問題は、福祉と教育との連携が一層大切になってくるので、「障害者福祉計画」の中の特別支援教育に関する部分は、区の責任においてもっと詳しく書き込んで欲しい。	学校、保育所等、医療機関については、それぞれの機関の長が虐待防止に関する措置を講ずることとなっているため、法施行にあたり、各機関の責務について周知を行いました。障害者虐待の通報等の対応窓口には児童・生徒に関する連絡があった場合には、速やかにそれぞれの機関と連携し、各機関において適切な対応がなされるよう働きかけます。今後の障害者虐待防止法の見直しに向けては、仕組みや対象機関など、法施行後の課題を精査しながら、対応について検討していきます。また、教育委員会と連携をさらに強化し、特別支援教育の充実に努めます。	無
	98	発達相談支援の充実	発達障害とみられる子どもたちが増えており、子ども発達センターを別途増設することを求める。小学校の情緒障害学級を増やし、遠くまでいかないですむよう、また時間数を増やすよう求める。情緒障害学級でカバーできない、学習障害などの子どもたちへのこまやかな個別支援を求める。	ご意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正します。(P143) 情緒障害学級(通級指導学級)の増設、特別支援教室の設置検討等、個々の支援ニーズに応じた学習環境の整備を進めます。さらに、通常学級に支援員・介助員ボランティアや学習支援教員を配置し、個別指導計画にもとづいた適切な教育的支援の充実に努めます。	有 (別紙2 修正一覧 114)
	99	発達障害支援の充実	早期療育の充実および継続支援をぜひお願いしたい。そのためには、発達センターの専門員の充実が不可欠と思う。	ご意見の趣旨を踏まえ、計画案を修正します。(P143)	有 (別紙2 修正一覧 114)
	100	発達障害支援の充実	知的な療育については、なかなか発達センターでもフォローしきれていないと思う。臨床心理士による療育の機会をぜひ増やして欲しい。個別指導・グループ指導の充実を求める。	発達の遅れや心身に障害のある子どもの支援については、こども発達センターのみならず保健センターや保育園などの関連部署と連携して対応していきます。医師や心理職などの専門職による個別指導やグループ指導については、個別の発達状況に合わせた指導をより多く提供できるよう、今後も充実に努めます。	無
	101	障害児の放課後支援の充実	児童デイサービスの拠点の増加、高校生等年長向けの児童デイサービスの充実を要望する。	区では、放課後等デイサービスについて、高校生も含め、在学中の障害児の放課後や夏休み等における居場所づくりに努めております。なお、児童福祉法の改正により、平成24年度から児童デイサービスについては、放課後等デイサービスになりました。	無
	102	特別支援教育の充実	通常の学校に障害のある子をより受け入れてインクルーシブにという流れがあるが、必要な配慮がないがしろにされたままのインクルーシブであるなら意味がない。それぞれが必要な配慮のもと教育を受ける権利をまっとうでき、かつ相互交流が自然に行われるという形を求めたい。また、支援教育に携わる教員が、あまり支援教育について知らないという現実もある。教員の質の向上、専門知識を得られる研修の充実なども求めたい。	区内の各学校では、特別支援学校や特別支援学級と通常学級との交流・共同学習など、児童・生徒同士の交流が展開されています。今後さらに、相互に人格と個性を尊重し合う意識を醸成するよう引き続き取り組めます。特別支援教育に関する研修については、各学校において校内研修の取組や済美教育センターにおいて特別支援教育コーディネーター対象のより専門的な研修等を実施していますが、今後も研修内容の充実に努め、専門知識の習得及び専門性の向上に努めていきます。	無

		項目名	意見の概要	区の考え方	修正の有無
子ども青少年の育成支援の充実	103	学童クラブ運営の推進	小学校の児童数が増加している地域では、学童クラブに入会できるか心配である。近くの空き地を借用して整備するなどの対応を図ってほしい。	今後とも学童クラブの需要動向を踏まえて、小学校の改築時や余裕教室の活用などによる学童クラブの整備を積極的に進めるとともに、近隣の定員に余裕のある学童クラブへの入会案内を適切に行う等の対応を図っていきます。	無
	104	学童クラブの通所支援	障害を持つ児童の放課後居場所を確保するため、児童デイサービスの充実、学童クラブでの受け入れ及び送迎サービスの充実等を要望する。	放課後等デイサービスについて整備を進め、高校生も含め、在学中の障害児の放課後や夏休み等における居場所づくりに努めています。また、計画案に基づき、児童館・学童クラブにおける障害児等の受け入れや通所支援の充実を図っていきます。	無
	105	自主性・社会性・創造性を育む機会の拡大	杉の樹大学のような青少年向けの講座を設けたり、社会人向けの教養講座などに青少年も参加してもらうなど、青少年のキャリア支援、異世代交流を進めてほしい。	ゆう杉並では、中・高校生を対象とした各種講座・講演会を実施しており、ご意見を参考しながら、更なる取組の充実に努めています。	無
	106	命の大切さ・自己肯定感の大切さの普及	赤ちゃんとのおふれあい事業は、命の大切さ・自己肯定感の大切さを普及するため、機会を増やしてほしい。	ご意見を踏まえ、今後も中・高校生が赤ちゃんと直接ふれあう機会の提供に努めていきます。	無
	107	青少年の社会参加・参画の推進	青少年に関する取組を当事者である中・高校生等に周知するため、交流事業をまとめて公表するなどでの対応を図るよう提案する。	青少年の健全育成事業に関する各種事業については、今後も、区公式ホームページの中・高校生世代向けページを活用した周知等に努めていきます。	無
	108	幼児保育・学童保育ともに運営も入園許可も自治体の責任で行うべき	国の子ども・子育て新システムにより、自治体の保育実施義務がなくなり、すべて民間任せになることは反対。	昨年8月に制定された子ども・子育て関連3法では、当初、国会に提出された子ども・子育て新システム関連3法案に提案の修正が図られ、その結果、現在と同様に、区市町村が児童福祉法第24条に基づき、保育の実施義務を担うこととなっています。	無
区民参加と協働の推進	109	社会福祉協議会や町会等地域活動団体との連携	区の保健福祉計画と社会福祉協議会の実施計画の連動が不可欠と考えている。区と社協には住民同士の支え合いやきずな・共助力を育みやすくする福祉コミュニティを形成する使命があるので、そういった内容を記述する必要がある。 なお、社会福祉法第107条(市町村地域福祉計画)に定められた事項のうち「3地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」に関する施策が少ないと考える。社会福祉協議会と連携すべき事項として積極的に盛り込んでほしい。	総合計画において、協働推進基本方針「方針1 区民参加の促進」「方針2 地域人材の育成と活動環境の支援」「方針3 活動を支える情報発信と、区と区民とのコミュニケーション充実」を掲げており、この方針のもと、事業を展開していきます。	無
	110	区立施設などの委託民営化の推進	区が真に実施すべき事業を明確に、とあるが、杉並区の福祉サービスが区民から離れているように感じる。どの分野でも(高齢者、障害者、...)最低限の利用者とむきあう事業を残していく必要がある。	業務の効率化とサービスの質の向上という観点から、民間に委ねることが妥当なものは、業務委託や指定管理者制度の導入など、民間事業者等を活用したサービスの提供を進めます。	無

	修正か所	パブコメ案	修正（修正点は下線部）	修正理由
1	P6	【障害者福祉分野】 通所施設からの一般就労者数 H23 年度 <u>15</u>	【障害者福祉分野】 通所施設からの一般就労者数 H23 年度 <u>24</u>	誤記による修正
2	P9	【高齢者福祉分野】		より具体的な内容に修正
3	P17～	8 主要指標	8 主要指標 <u>目標値（29 年度）</u>	パブコメ意見を踏まえ、追加修正
4	P22～	重点推進プラン 1～9		より具体的な内容に修正
5	P38～	新規項目  8 妊娠期からの母子保健・子育て支援サービスを充実します 9 待機児童対策を推進します	重点推進プラン 8 <u>障害のある子どもへの支援を充実します</u> 11 <u>生活保護受給世帯などの子どもに対する支援を強化します</u> 9 妊娠期からの母子保健・子育て支援サービスを充実します 10 待機児童対策を推進します	新規計画の追加  新規計画追加による修正
6	P60	2 区民健康診査 また、40 歳～74 歳の人 _____ _____ に対する特定健康診査や後期高齢者医療制度に加入している人を対象とする後期高齢者健康診査を実施します。	2 区民健康診査 また、40 歳～74 歳の <u>杉並区国民健康保険加入者</u> に対する特定健康診査や後期高齢者医療制度に加入している人を対象とする後期高齢者健康診査を実施します。  <u>実施にあたっては、杉並区特定健康診査等実施計画（第 2 期）に基づき推進を図ります。</u>	より適切な記述に修正  より適切な記述を追加
7	P61	4 がん対策の推進 がん患者と家庭への支援 がん患者と家族を支援するため、相談支援体制、在宅療養支援体制のあり方及び緩和ケア _____ _____ 計画的に推進していきます。	4 がん対策の推進 がん患者と <u>家族</u> への支援 がん患者と家族を支援するため、相談支援体制、在宅療養支援体制のあり方及び <u>緩和ケア</u> について、在宅医療推進協議会のもとに <u>がんに関する部会を設け、関係機関との連携を強化しながら</u> 、計画的に推進していきます。	より適切な記述に修正



8	P61	(2) <u>がん検診の推進</u>	(2) <u>がん検診の推進</u> <u>さらに自己負担金を軽減するとともに、がん検診電算システムを導入し受診勧奨方法等を改善し、受診率を向上します。</u>	より適切な記述を追加
9	P69	3 <u>災害時医療体制の充実</u> (1) <u>災害時医療体制の再構築</u> <u>災害時の区民の医療救護活動を担う区内の医療関係機関や団体、消防署、警察署の代表者、学識経験者等による検討会において、</u> <u>大規模災害発生時における医療機能の確保等の災害時医療体制の再構築を進めていきます。</u>	3 <u>災害時医療体制の充実</u> (1) <u>災害時医療体制の再構築</u> <u>平成 24 年度に実施した、災害時の区民の医療救護活動を担う区内の医療関係機関や団体、消防署、警察署の代表者、学識経験者等による検討会での検討内容を踏まえて、大規模災害発生時における医療機能の確保等の災害時医療体制の再構築を進めていくとともに、災害時の医療体制の応援要請や調整を行うための、区災害医療コーディネーターを設置します。</u> <u>また、医療関係機関が発災時にどのような役割分担のもとに機能するか、具体的に検討し、必要な資器材の整備を促進するために、(仮称)災害医療運営協議会を設置します。</u>	より適切な記述に修正
10	P70	(2) <u>災害拠点病院等の自家発電設備の整備支援</u> <u>大規模災害発生における停電時に、区内の医療機関の電力を確保し、医療体制の維持を図るため、自家発電設備の導入を支援します。</u>	(2) <u>災害拠点病院等のライフラインの確保</u> <u>大規模災害発生における停電時や断水時に、区内の医療機関が有効に機能するよう、関係各機関との連携を強化し、必要な資器材の調達方法の調整、新たな支援協定を締結するなどして、区内の医療体制の維持を図ります。</u>	より適切な記述に修正
11	P83	4 <u>障害者の就労支援の充実</u> (4) <u>現場研修事業の拡大</u> <u>「チャレンジ雇用事業」</u>	4 <u>障害者の就労支援の充実</u> (4) <u>現場研修事業の拡大</u> <u>「すぎなみワークチャレンジ事業」</u>	より適切な記述に修正

12	P84	6 就労支援ネットワーク	6 就労支援ネットワーク また、杉並区所障害者雇用事業団、杉並区就労支援センターなどと連携し、雇用の場の確保や就労支援を検討します。	より適切な記述を追加
13	P84	(2) ネットワークの構築 就労情報の共有や、模擬面接会の実施、支援職員のスキルアップや見学会などを行ない、就職者数の拡大に努めます。	(2) ネットワークの構築 就労情報の共有や、就労支援に関わる関係者のスキルアップなど地域における就労支援機能の強化と就職者数の拡大に努めます。	より適切な記述に修正
14	P88・P91	1 認知症の区民への啓発理解の促進 認知症に対する理解を深めるために、医療や介護、保健、福祉など、様々な役割を持つ関係者や区民に、正しい知識を普及啓発し、認知症の早期発見や治療、支援につなげます。また、虐待防止の啓発や研修などを実施し、高齢者の人権を守ります。	2 早期発見・早期対応のしくみづくり 認知症高齢者と家族ができる限り住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、認知症の症状を早期に発見し、早期診断・早期対応につなげる仕組みづくりを行います。	体系再編に伴う修正
15	P88・P91	(1) 認知症に対する関心・理解の拡大 認知症の理解を深めるために講演会等を開催し、認知症や認知症予防について正しい知識を持つ関係者、区民(認知症サポーター)を増やします。また、認知症の相談窓口、医療、ケアに関する情報提供を、講座の開催や情報紙・パンフレットの配布等により周知します。	(1) 認知症に対する関心・理解の拡大 認知症高齢者を地域全体で見守り、支援できるよう認知症サポーター養成を、子どもを含めたあらゆる世代を対象に実施します。さらに、商店やコンビニエンスストア、公共交通機関、金融機関等高齢者に接する機会が多い事業者を対象に幅広く実施していき、認知症高齢者の理解者支援者を増やします。	体系再編に伴う修正
16	P88・P91	(2) 虐待対応従事者研修 高齢者虐待のリスクの高い高齢者や介護者、家族に対する支援が適切に行われるために、虐待対応従事者に対し、高齢者虐待防止に関する法律・権利擁護・援助技術などについての研修を行います。また、介護保険事業者や医療機関などの関係機	(2) 認知症疾患医療センターとの連携 認知症の早期診断・早期対応や身体合併症・周辺症状に対する医療処置を円滑に行えるよう、東京都が認知症疾患医療センターとして区内の浴風会病院を指定しました。このセンターと区の施策との連携を強化	体系再編に伴う修正

		<p>関に対して、様々な機会を捉えて虐待対応の知識・対応についての啓発を行います。</p>	<p>するため、杉並区として、認知症疾患医療センターの新たな活用方法や仕組みづくりを構築するための具体的な検討を進めます。</p>	
17	P88・P91	<p>2 認知症予防活動の推進</p>	<p>1 認知症予防____の推進</p>	<p>体系再編に伴う修正</p>
18	P88・P91	<p>3 認知症相談の充実と専門医との連携の推進</p> <p>地域包括支援センター（ケア24）に認知症担当者を配置し、認知症に関する相談支援体制の関係機関の連携強化や相談機能を充実します。また、認知症の高齢者や介護者などが早く適切な支援が受けられるよう、杉並区医師会の「認知症サポート医」による相談を地域包括支援センター（ケア24）で実施できるよう継続して整備します。さらに、認知症疾患医療センター（浴風会病院）や保健センターとの連携を強化し、より専門的な視点から認知症の早期発見・早期対応を図ります。</p>	<p>3 専門的な対応・支援のしくみづくり</p> <p>区、関係者及び関係機関が、認知症高齢者、家族を効果的に対応・支援できるよう、その仕組みをつくりまします。</p>	<p>体系再編に伴う修正</p>
19	P88・P91	<p>(1) 認知症高齢者家族安らぎ支援</p> <p>認知症高齢者を介護する家族に安らぎ支援員が訪問し、家族や認知症高齢者の話相手などに加え、軽易な身体介護を含めた認知症高齢者の見守りができるようホームヘルパーを派遣し、年々多様化するニーズに即した重層的なサービスを提供します。家族介護者に心身の休息を提供することで、今後益々増加が見込まれる認知症高齢者とその家族介護者の在宅生活を支援します。</p>	<p>(1) コーディネーターの設置</p> <p>認知症の疑いのある高齢者を早期に発見し、支援につなげることや対応が困難なケース等の支援が円滑に行われるよう、区にコーディネーターを設置します。コーディネーターは、認知症疾患医療センター、地域包括支援センター、介護サービス事業者等関係機関のそれぞれの長所を最大限に引き出し、連携を強化し、認知症高齢者の対応に関する総合力の向上を図ります。</p>	<p>体系再編に伴う修正</p> <p>パブコメ意見を踏まえ、より適切な記述に修正</p>
20	P88・P91	<p>(2) 徘徊高齢者探索システム</p> <p>認知症による徘徊のある高齢者を在宅で介護する家族等に対し、高齢者の行方がわからなくなったと</p>	<p>(2) 介護事業従事者の認知症対応力向上</p> <p>日常的に認知症高齢者と接している介護保険サービス事業者等の認知症ケアに携わる従事者向けに、認</p>	<p>体系再編に伴う修正</p>

		きにGPS通信網を利用して位置情報の提供を行います。徘徊高齢者を早期発見、保護することで、認知症高齢者の安全と家族介護者の精神的な負担を軽減します。	知症の実践的知識や専門的技術の習得・レベルアップを目的とした認知症対応力向上研修を実施し、介護現場全体での認知症高齢者へのサービスの質の向上を図ります。	
21	P88・P92	③ 介護者の会への支援 認知症高齢者を介護する家族の孤立化を防ぎ、家族の精神的負担を軽減するために家族が相互に支えあう活動をしている「介護者の会」を支援します。また、介護者応援ボランティア講座や介護者の会連絡会を開催し、認知症高齢者の支援活動を広めます。	③ 認知症相談の充実 認知症高齢者や介護者などが早期に適切な支援が受けられるよう、杉並区医師会の「認知症サポート医」による相談を継続するなど地域包括支援センター（ケア24）の相談体制を整備強化し、認知症に関する対応力の向上を図ります。 さらに、認知症高齢者を抱える介護者の精神的負担に関しては、臨床心理士による「介護者の心の相談」等により負担の軽減に努めます。	体系再編に伴う修正
22	P88・P92	④ 認知症対応型通所介護施設等の整備 認知症の高齢者が家庭的な環境のもと少人数で共同生活を送ることで、症状の進行を遅らせつつ、地域で安心して暮らし続けられるよう、施設を建設し運営する事業者などへの助成を行います。	④ 地域における認知症支援ネットワークの構築 地域包括支援センター（ケア24）が核となって、認知症にかかる関係機関、関係者の情報共有や相互交流等により、対応・支援の連携強化を図ります。そのために、認知症高齢者グループホーム等を拠点とした、地域との交流事業等の開催や地域連絡会、地域ケア会議など既存のネットワークを活用して、認知症高齢者を地域で支えるネットワークの強化を図ります。	体系再編に伴う修正
23	P88・P92	⑤ 地域認知症ケアの推進 認知症高齢者やその家族を効果的かつ効率的に支援する取組みを実現するため関係機関等の連携を深め、支援体制を強化します。 また、認知症高齢者グループホーム等を拠点として、地域との交流事業等を実施し、地域の方が認知症につ	⑤ 在宅医療推進協議会の部会での検討 在宅療養支援を担う地域の医療・介護関係者を構成員とした在宅医療推進協議会の下に「（仮称）認知症対策作業部会」を設置し、認知症疾患医療センターや医療・介護関係機関の連携を強化するとともに、在宅療養支援に関する施策や取組につ	体系再編に伴う修正

		<u>いて正しく理解し、認知症高齢者やその家族を見守り支える環境づくりを進めます。</u>	<u>いて、必要に応じて関係機関ごとにヒアリングを行い、在宅での認知症対策に関する課題を探ったうえで、具体的な方策を検討します。</u>	
24	P88・P92	<u>(6) 在宅医療推進協議会 在宅療養支援を担う地域の医療・介護機関の連携を強化するため、在宅医療推進協議会において、関係機関同士の情報提供・共有の方法や連携ツールのあり方をはじめ、連携強化に向けた取組みについて検討を進めます。また、関係機関が集まる会合や研修会を活用して在宅医療を取り巻く課題・問題点を改めて探り、課題解決のための取組みについて検討を進めます。</u>	<u>(6) 認知症高齢者グループホーム等の整備 在宅生活が困難になった認知症高齢者が、少人数で共同生活を送る認知症グループホームは、家庭的な雰囲気の中で認知症高齢者同士が助け合いながら、生き甲斐を持って暮らすことで、中には問題行動が改善されたり、認知症の進行が緩やかになることがあります。この様なグループホームや認知症対応型通所介護施設の整備促進を図ります。</u>	体系再編に伴う修正
25	P88・P92	<u>(7) 認知症疾患医療センターとの連携 認知症の早期診断・早期対応や身体合併症・周辺症状に対する医療処置を円滑に行えるよう、東京都が認知症疾患医療センターとして区内の浴風会病院を指定しました。ここの連携・活用を図り、また、区の施策との連携を強化するため、杉並区として、認知症疾患医療センターの新たな活用方法や仕組みづくりを構築するための具体的な検討を進めます。</u>	<u>(7) 権利擁護の充実 認知症により判断能力が十分でない方の権利を守り、できるだけ速やかに法律面や生活面で適切な支援ができるよう、杉並区成年後見センターとの連携強化を図ります。併せて、広く区民への普及、啓発を進め、権利擁護の意識を高めます。</u>	体系再編に伴う修正
26	パブコメ案 P68・P72	<u>(8) 権利擁護 認知症により判断能力が十分でない方の権利を守り、法律面や生活面で適切な支援ができるよう、杉並区成年後見センターとの連携強化を図ります。</u>		体系再編に伴う修正

27	P88・P93		<p><u>4 認知症高齢者家族への支援の充実</u></p> <p><u>認知症高齢者を介護する家族の負担軽減を図る施策を幅広く展開し、認知症高齢者とその家族が住みなれた地域で安心して住み続けられるよう支援します。</u></p> <p><u>(1) ほっと一息、介護者ヘルプ</u>  <u>要介護高齢者等と同居で介護している家族のためにホームヘルパーを派遣し、家事等を代行し家族介護者の休息を提供します。要介護度や年齢等の対象要件を見直し、就労しながら介護をしている家族や認知症高齢者の家族の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を支援します。</u></p> <p><u>(2) 認知症高齢者家族安らぎ支援</u>  <u>認知症高齢者を介護する家族に安らぎ支援員が訪問し、家族や認知症高齢者の話相手など、家族介護者に心身の休息を提供することで、今後益々増加が見込まれる認知症高齢者とその家族介護者の在宅生活を支援します。</u></p> <p><u>(3) 徘徊高齢者探索システム</u>  <u>認知症による徘徊のある高齢者を在宅で介護する家族等に対し、高齢者の行方がわからなくなったときにGPS通信網を利用して位置情報の提供を行います。徘徊高齢者を早期発見、保護することで、認知症高齢者の安全と家族介護者の負担を軽減します。</u></p> <p><u>(4) 家族介護継続支援</u>  <u>要介護認定又は要支援認定を受けている方の介護者等を訪問し、介護方法、介護予防及び健康づくりなどに関する指導助言を行います。</u></p>	<p>パブコメ意見を踏まえ、より適切な記述に修正  体系再編に伴う修正</p> <p>パブコメ意見を踏まえ、より適切な記述に修正</p> <p>体系再編に伴う修正</p> <p>体系再編に伴う修正</p> <p>体系再編に伴う修正</p>
----	---------	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>(5) <u>介護者の会への支援</u>  <u>認知症高齢者を介護する家族の孤立を防ぎ、家族の精神的負担を軽減するために家族が相互に支えあう活動をしている「介護者の会」を支援します。また、介護者応援ボランティア講座や介護者の会連絡会を開催し、認知症高齢者の支援活動を広めます。</u>  (項目順次繰り下げ)</p>	体系再編に伴う修正
28	P88・P94	<p><u>5 地域包括支援センター(ケア24)による総合相談・支援</u>  <u>介護サービスなどの相談に応じるとともに、介護保険以外の保健福祉や医療サービス、<u>地域団体・ボランティア、NPOなどによるサービスなどが利用できるよう支援します。</u></u></p>	<p><u>6 地域包括支援センター(ケア24)による総合相談・支援</u>  <u>介護サービスなどの相談に応じるとともに、介護保険以外の保健福祉や医療サービスが利用できるよう、また、<u>地域団体・ボランティア、NPOと地域の支えあいの関係が育めるよう支援します。</u></u></p>	パブコメ意見を踏まえ、より適切な記述に修正
29	P89・P95	<p><u>6 在宅療養支援体制の充実</u>  (1) <u>在宅医療推進協議会(再掲)</u></p>	<p><u>7 在宅療養支援体制の充実</u>  (1) <u>在宅医療推進協議会 _____</u></p>	体系再編に伴う修正
30	P89・P96	<p><u>8 家族介護者支援事業の充実</u>  (1) <u>ほっと一息、介護者ヘルプ _____</u></p>	<p><u>9 家族介護者支援事業の充実</u>  (1) <u>ほっと一息、介護者ヘルプ(再掲) 89ページ</u></p>	体系再編に伴う修正
31	P89・P96	<p>(2) <u>緊急ショートステイ</u>  在宅で高齢者を介護している家族が、病気やケガ、葬儀、介護疲れ等で急に介護ができなくなった場合に、 _____  <u>区が委託した施設で一時的に介護することにより在宅生活を支援します。また、<u>医療ケアの必要な高齢者の受け入れや当日入所など緊急性に応じた対応について検討していきます。</u></u></p>	<p>(2) <u>緊急ショートステイ</u>  在宅で高齢者を介護している家族が、病気やケガ、葬儀、介護疲れ等で急に介護ができなくなった場合に、<u>医療ケアの必要な高齢者も含めて、区が委託した施設で一時的に介護することにより在宅生活を支援します。また、 _____</u>  <u>当日入所など緊急性に応じた対応について検討していきます。</u></p>	より適切な記述に修正
32	P89・P97	<p>(6) <u>家族介護継続支援 _____</u></p>	<p>(6) <u>家族介護継続支援(再掲)</u>  <u>93ページ</u></p>	体系再編に伴う修正
33	P89・P97	<p><u>10 高齢者の見守りサービスの充実</u>  <u>地域のボランティアが日常的な見</u></p>	<p><u>11 高齢者の見守りサービスの充実</u>  <u>「たすけあいネットワーク(地域の</u></p>	パブコメ意見を踏まえ、より適切な記述に修正

		<p>守りを行う「たすけあいネットワーク(地域の目)」、「配食サービス」のほか、機械による見守り「緊急通報システム」など、より効果的なサービスの運営を図ります。また、様々な高齢者サービスや関係機関と連携し、高齢者世帯等の孤立を防ぎ、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるようにします。</p>	<p>目)や「配食サービス」など顔の見える日常的な見守りと「緊急通報システム」など機械による効率的な見守りを拡大します。さらに様々な高齢者サービスや関係機関との連携を図り、それぞれの事業、機関等で得た高齢者の安否情報等を区が統括し、各機関と共有することで、高齢者世帯等の孤立を防ぎ、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるようにします。</p>	
34	P89・P97	<p>(1) たすけあいネットワーク(地域の目) 地域包括支援センター(ケア24)を拠点として、見守りや、必要とされるサービスの情報提供・ケアマネジメント等ができるネットワークを強化・充実し、高齢者の安全・安心な暮らしを支えています。日常の安否確認や孤立を防止するため、あんしん協力員によるゆるやかな見守り、声かけ活動、あんしん協力機関の日常業務の中での見守りなどにより重層的な体制を地域包括支援センター(ケア24)を拠点として再構築します。</p>	<p>(1) たすけあいネットワーク(地域の目) あんしん協力員による一対一の見守りや声かけ活動など地域への緩やかな見守りを進めていきます。さらに新聞販売店、宅配事業者などあんしん協力機関による日常業務を通じた見守りなど重層的な見守り体制を構築します。また、地域包括支援センター(ケア24)が地域連絡会等を通じてあんしん協力員、あんしん協力機関をフォローし、地域の核となって見守り体制の強化を図ります。</p>	<p>パブコメ意見を踏まえ、より適切な記述に修正</p>
35	P97	<p>あんしん協力員 たすけあいネットワーク事業で地域の高齢者の見守りを行う____ボランティア</p>	<p>あんしん協力員 たすけあいネットワーク事業で地域の高齢者の見守りを行う無償ボランティア</p>	<p>パブコメ意見を踏まえ、より適切な記述に修正</p>
36	P89・P98	<p>(2) 配食サービス 調理・買い物等が困難で見守りが必要な一人暮らしの高齢者に、弁当を直接手渡しし、栄養状態の改善と健康状態や安否の確認を行います。 また、週7回の配食や昼食の配食の実現のため、宅配弁当業者の参入を推進します。廉価できめ細やかなサービスを提供し、利用者の拡充を図</p>	<p>(2) 配食サービス 調理・買い物等が困難で見守りが必要な一人暮らしの高齢者に、弁当を直接手渡しし、栄養状態の改善と健康状態や安否の確認を行います。 今後、見守りの拡充、強化を図るため、民間宅配事業者等を活用していきます。</p>	<p>パブコメ意見を踏まえ、より適切な記述に修正</p>



		り、一人暮らしの高齢者等の見守りを強化します。		
37	P89・P98	(3) 緊急通報システム 高齢者の急病等の緊急事態において迅速な対応ができるよう、自宅に通報機や赤外線センサー_____を設置し、一人暮らしの高齢者等の安全の確保と不安の解消を図ります。	(3) 緊急通報システム 高齢者の急病等の緊急事態において迅速な対応ができるよう、自宅に通報機や赤外線センサー、 <u>火災センサー</u> を設置し、一人暮らしの高齢者等の安全の確保と不安の解消を図ります。	より適切な記述及び体系再編に伴う修正
38	P89・P98	11 日常生活支援サービス (2) <u>生活支援サービス</u>	11 日常生活支援サービス (2) <u>いっときお助けサービス</u>	事業名変更による修正
39	P90・P101	14 普及啓発活動の充実 (2) <u>虐待対応従事者研修(再掲)</u> <u>70 ページ</u>	15 普及啓発活動の充実 (2) <u>虐待対応従事者研修</u> _____  <u>(本文追加)</u>	体系再編に伴う修正
40	P90・P101	15 介護保険サービス等の適切な利用の促進 (1)介護サービス情報の提供 必要な時に必要な情報がすぐに得られるよう、_____「 <u>介護サービス事業者情報検索システム</u> 」_____周知を進めていきます。	16 介護保険サービス等の適切な利用の促進 (1)介護サービス情報の提供 必要な時に必要な情報がすぐに得られるよう、 <u>ホームページを活用し、「介護サービス事業者情報検索システム」や地域包括支援センターの情報提供の充実と周知を進めて</u> いきます。	パブコメ意見を踏まえ、より適切な記述に修正
41	P103・P104	施策2 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備 現状と課題 そのため、特別養護老人ホームや_____老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等の施設整備を直実に進めていく必要があります。 施策推進の目標 介護や支援が必要となり、自宅での生活が困難な高齢者が状態に応じて速やかに入所できるように、特別養護老人ホームや_____老人保健施設、認知症高齢者グループホー	施策2 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備 現状と課題 そのため、特別養護老人ホームや <u>介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等の施設整備を直実に進めていく必要があります。</u> 施策推進の目標 介護や支援が必要となり、自宅での生活が困難な高齢者が状態に応じて速やかに入所できるように、特別養護老人ホームや <u>介護老人保健施設、認知症高齢者グループホー</u>	より適切な記述に修正

		ムの等の施設整備が進んでいます。	ムの等の施設整備が進んでいます。	
42	P105	<p>高齢者の多様な住まいの確保(事業1～3)</p> <p>高齢者が地域の中で自立して生活するためには、安心して住み続けられる住まいの確保や要介護高齢者の増加に伴い介護等のサービスが受けやすい_____が求められています。</p> <p>_____高齢者向け住宅の整備誘導を図るとともに、住宅改修費の助成をはじめ居住継続のため各種支援を行います。</p>	<p>高齢者の多様な住まいの確保(事業1～3)</p> <p>高齢者が地域の中で自立して生活するためには、安心して住み続けられる住まいの確保や要介護高齢者の増加に伴い介護等のサービスが受けやすい<u>環境</u>が求められています。</p> <p><u>サービス付き</u>高齢者向け住宅の整備誘導を図るとともに、住宅改修費の助成をはじめ居住継続のため各種支援を行います。</p>	より具体的な内容に修正
43	P105	<p>1 杉並型サービス付き高齢者向け住宅の整備</p> <p>バリアフリーなど高齢者にふさわしい施設が整い、_____安否確認や生活相談などのサービスに加え、介護事業所を住宅内に設置し、<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u>などを活用した、24時間体制による介護と看護のサービスを備えた高齢者向け住宅について、民間による整備誘導策を講じながら整備を進めます。</p>	<p>1 杉並型サービス付き高齢者向け住宅の整備</p> <p>バリアフリー<u>構造</u>で、緊急通報装置などの設備が整った住宅に、安否確認や生活相談などのサービスに加え、<u>介護事業所を住宅内に設置する</u>など、_____24時間体制による介護と看護のサービスを備えた高齢者向け住宅について、民間による整備誘導策を講じながら整備を進めます。</p>	より具体的な内容に修正
44	P105	<p>2 高齢者向け住宅の確保及び居住継続支援</p> <p>みどりの里の運営のほか、<u>高齢者住まい法に基づく高齢者向け住宅の整備誘導</u>を図るとともに、<u>住宅セーフティネットの観点から、被災や立ち退きなどで緊急に住宅の確保が必要な高齢者に対し、民間アパートの借上げ</u>を行います。</p> <p><u>また、民間アパートのあっせんや家賃等債務保証</u>などを行い、<u>高齢者の居住継続を支援</u>します。</p>	<p>2 高齢者向け住宅の確保及び居住継続支援</p> <p>みどりの里の運営のほか、<u>サービス付き高齢者向け住宅の整備誘導</u>を図るとともに、<u>公益社団法人東京都宅地建物取引業協会杉並区支部と協働し、民間アパートのあっせんや家賃等債務保証</u>などを行い、<u>高齢者の居住継続を支援</u>します。また、<u>住宅セーフティネットの観点から、被災や立ち退きなどで緊急に住宅の確保が必要な高齢者に対し、民間アパートの借上げ</u>を行います。</p>	より具体的な内容に修正

45	P105	介護施設の整備（事業４～６） （略）グループホームなど_____ 介護施設の整備を進めます。	介護施設の整備（事業４～６） （略）グループホームなど質の高い 介護施設の整備を進めます。	より具体的な内容 に修正
46	P105	４ 特別養護老人ホームの整備 （略）特別養護老人ホームの整備 を推進します。また、 <u>用地確保が困難な都市部特有の問題解決に向けた、新たな施設整備のあり方を検討</u> <u>します。</u>	４ 特別養護老人ホームの整備 （略）特別養護老人ホームの整備 を推進します。 _____ _____	パブコメ意見を踏 まえ、より適切な 記述に修正
47	P106	６ 認知症高齢者グループホーム の整備 認知症の高齢者が家庭的な環境の もと少人数で共同生活を行えるよ う、施設を建設し運営する事業者な どへの助成を行い、 _____グループホームの整備促 進を図ります	６ 認知症高齢者グループホーム の整備 認知症の高齢者が家庭的な環境の もと少人数で共同生活を行えるよ う、施設を建設し運営する事業者な どへの助成を通じ、 <u>地域バランスを</u> <u>考慮したグループホームの整備促</u> <u>進を図ります。</u>	より具体的な内容 に修正
48	P106	新規項目	<u>７ 新しい高齢者施設・住まいのあ</u> <u>り方検討</u> <u>（本文追加）</u>	パブコメ意見を踏 まえ、より適切な 記述に修正
49	P108	１ 障害者の相談支援の充実 （１）相談支援体制の充実 相談支援体制の再構築を行ないま す。 _____ _____区民にとって利便 性が高く、専門性を持った相談支援 体制を以下のように整備します。	１ 障害者の相談支援の充実 （１）相談支援体制の充実 相談支援体制の再構築を行ないま す。 <u>対象者として拡大された発達障</u> <u>害者等にも応じ、区民にとって利便</u> <u>性が高く、専門性を持った相談支援</u> <u>体制を以下のように整備します。</u>	より適切な記述に 修正
50	P107・P110	４ 地域移行促進 （３） <u>就労支援ネットワーク（再</u> <u>掲）</u> 64 ページ	４ 地域移行促進 （３） <u>地域支援ネットワークの整</u> <u>備（再掲）</u> 64 ページ	誤記による修正
51	P110	５ 障害者のグループホーム・ケア ホーム等の確保 障害があっても地域の中で自立し 安心して生活できるよう、障害特性 に応じた住まいのあり方に関する 指針に基づき、 _____ _____	５ 障害者のグループホーム・ケア ホーム等の確保 障害があっても地域の中で自立し 安心して生活できるよう、障害特性 に応じた住まいのあり方に関する 指針に基づき、 <u>ライフステージや生</u> <u>活環境の変化、個々のニーズに応じ</u> <u>た住まいが選択できるよう、ハー</u>	より具体的な内容 に変更

		_____グループホームやケアホーム等を社会福祉法人やNPO法人等と連携して整備します。	ド・ソフトの連携した総合的な支援体制の構築を図ります。 また、グループホームやケアホーム等を社会福祉法人やNPO法人等と連携して整備します。	
52	P110	ケアホーム 食事、排泄、入浴等に介護が必要となる障害者が利用するサービス(共同生活援助)のこと	ケアホーム 食事、排泄、入浴等に介護が必要となる障害者が利用するサービス(共同生活介護)のこと	誤記による修正
53	P111	8 障害者虐待対策の推進 障害者虐待の通報や届出に <u>基づき、適切な相談支援・対応を行います。</u>	8 障害者虐待対策の推進 障害者虐待の通報や届出に <u>対応する窓口を開設し、児童・高齢者分野と連携し、虐待通報等に対応する庁内の連携体制を整備します。</u> <u>緊急の対応を求められない場合でも、家族の状況に応じて、継続的に見守りが必要な場合は、虐待防止見守り事業を実施していきます。</u>	より具体的な内容に変更
54	P107・P111	新規項目	9 障害者孤立防止ネットワークの構築 (本文追加) (項目順次繰り下げ)	新規計画の追加
55	P108・P112	14 短期入所等の充実 医療的ケアが必要な重度の障害者を含めて、地域で短期入所できるよう整備に努めます。_____	15 短期入所等の充実 医療的ケアが必要な重度の障害者を含めて、地域で短期入所できるよう整備に努めます。 <u>また、日帰りショートステイ等についても、引き続き実施します。</u>	パブコメ意見を踏まえ、より適切な記述に修正
56	P114・P116	3 成年後見制度_の利用促進	3 成年後見制度等の利用促進	パブコメ意見を踏まえ、より適切な記述に修正
57	P116	(2) あんしんサポート事業(福祉サービス利用援助) <u>社会福祉協議会が行っている日常的な金銭管理、福祉サービスの契約手続き等を行う日常生活自立支援事業の対象者を拡大し、要支援・要介護高齢者や身体障害者に対しても行います。</u>	(2) あんしんサポート事業(福祉サービス利用援助) <u>要支援・要介護高齢者や身体障害者の地域生活を支援するため、社会福祉協議会が行っている日常的な金銭管理、福祉サービスの契約等を行う日常生活自立支援事業の更なる活用を図ります。</u>	パブコメ意見を踏まえ、より適切な記述に修正

58	P117	(5) 建物防災総合支援制度 火災危険度4及び5の地域に住む災害時要援護者で希望する方に、「建物防災支援アドバイザー」を派遣し、住まいの耐震診断や家具の転倒防止器具の取付の必要性があるかの判断や、火災報知機などの点検を無料で助言します。 _____ _____	(5) 建物防災総合支援制度 <u>特に火災危険度の高い地域に住む</u> 災害時要援護者で希望する方に、「建物防災支援アドバイザー」を派遣し、住まいの耐震診断や家具の転倒防止器具の取付の必要性があるかの判断や、火災報知機などの点検を無料で助言します。 <u>今後は、区内全域を対象として安全性を高められるよう拡充していきます。</u>	より具体的な内容に修正
59	P114・P118	新規項目	(6) <u>在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画</u> (本文追加)	新規計画の追加
60	P118	6 資金貸付及び生活保護制度等の周知 広報・ホームページ等あらゆる媒体により、 _____ __ <u>公的資金貸付制度、各種費用の減免制度、債務整理のための法律相談、生活保護制度等、生活に困窮する区民に様々な援助制度の周知を行います。</u>	6 資金貸付及び生活保護制度等の周知 広報・ホームページ等あらゆる媒体により、 <u>区や社会福祉協議会等が行う公的資金貸付制度、各種費用の減免制度、債務整理のための法律相談、生活保護制度等、生活に困窮する区民に様々な援助制度の周知を行います。</u>	パブコメ意見を踏まえ、より適切な記述に修正
61	P118	8 生活保護受給者に対する自立支援 生活保護受給者にあつた「自立支援プログラム」を策定し、就労自立・生活自立を支援します。 <u>特に次世代育成の観点から、生活保護受給世帯の子どもや若年層の支援を強めます。</u>	8 生活保護受給者に対する自立支援 生活保護受給者にあつた「自立支援プログラム」を策定し、就労自立・生活自立を支援します。 _____ _____	新規計画追加による修正
62	P115・P118	新規項目	9 <u>生活保護受給世帯などの子どもに対する新しい支援(貧困連鎖の防止)</u> (1) <u>社会的な居場所づくり支援事業</u> (2) <u>塾代助成の拡大</u> (3) <u>小・中高生の社会参加の経費助成</u>	新規計画の追加

			(本文追加) (項目順次繰り下げ)	
63	P115・P119	<p>9 路上生活者の自立促進 みどり公園課、保健センターなどの関係各課、<u>緊急一時保護センター</u>、民間支援団体等と連携して、路上生活者の健康生活相談会を実施します。また、<u>都区共同の対策事業を活用して</u> 就労自立・生活自立による社会復帰を促進します。</p>	<p>10 路上生活者の自立促進 みどり公園課、保健センターなどの関係各課、<u>自立支援センター</u>、民間支援団体等と連携して、路上生活者の健康生活相談会を実施します。また、<u>都区共同事業を活用して適切な医療機関等への結びつけ</u>や就労自立・生活自立による社会復帰を促進します。</p>	パブコメ意見を踏まえ、より適切な記述に修正
64	P122	<p>現状と課題 児童虐待に関する相談・対応件数は、年々増加しており、児童虐待防止に向けて子ども家庭センターと関係機関等が密接に協力・連携しながら一貫して<u>取り組む必要</u>があります。このため、未然防止の取組強化、早期発見・対応による重症化予防、様々な課題が複合した<u>高リスク</u>家庭への的確な対応などが課題となっています。 経済情勢や雇用環境の厳しい状況が続く中で、ひとり親家庭を取り巻く環境は大きく変化し、<u>区内のひとり親家庭も増加傾向</u>にあります。 <u>ひとり親家庭の状況に応じたきめ細かな相談とニーズへの対応</u>が求められています。</p>	<p>現状と課題 児童虐待に関する相談・対応件数は、年々増加しており、児童虐待防止に向けて子ども家庭センターと関係機関等が密接に協力・連携しながら一貫して<u>取り組む必要</u>があります。このため、未然防止の取組強化、早期発見・対応による重症化予防、様々な課題が複合した<u>_____</u>家庭への的確な対応などが課題となっています。 経済情勢や雇用環境の厳しい状況が続く中で、ひとり親家庭を取り巻く環境は大きく変化し、<u>支援を必要とするひとり親家庭は増加傾向</u>にあり、<u>にニーズも多様化</u>しています。<u>ひとり親家庭の状況に応じたきめ細かな相談とニーズへの対応</u>が求められています。</p>	より適切でわかりやすい記述に修正
65	P123・P126	<p>1 子ども・子育てまちづくりの推進 (1) 子ども・子育てメッセ<u>_____</u> 子どもや子育てに関する<u>_____</u>地域の活動をつなげるため、 <u>_____</u>区民・地域団体・企業等と<u>協働</u>して「子ども・子育てメッセ」を開催します。</p>	<p>1 子ども・子育てまちづくりの推進 (1) 子ども・子育てメッセの<u>開催</u> 子ども・子育てに関する<u>様々な</u>地域の活動をつなげるとともに、<u>それらの地域の資源を子育て家庭等に周知を図る機会</u>として、区民・地域団体・企業等との<u>協働</u>により、「子ども・子育てメッセ」を開催します。</p>	よりわかりやすい記述に修正

		<u>メッセを通じ、子育て家庭や子育てに関する地域の様々な資源や取組を知ってもらうとともに、活動に参加するきっかけにするなど、区全体で子ども・子育てについて考える環境を整えていきます。</u>		
66	P126	子ども・子育てメッセ 子どもと子育てを応援する地域の団体、NPO、企業などが、それぞれの活動を <u>区民に知らせるとともに、団体同士がつながりあうきっかけづくりの場として、また、子育て中の人に、地域の資源を知ってもらうきっかけとして実施した子育て支援のイベント</u>	子ども・子育てメッセ 子どもと子育てを応援する地域の団体、NPO、企業などが、それぞれの活動を <u>広く紹介する</u> とともに、団体同士がつながりあうきっかけづくりの場として、また、子育て中の人 <u>が</u> 、地域の資源を知るきっかけとなるよう実施している子育て支援のイベント	よりわかりやすい 記述に修正
67	P126	(2)地域子育て支援者の育成支援 <u>すぎなみ地域大学で実施している子育て支援講座をより実践的な内容に工夫し、受講後に様々な場で子育て支援活動の担い手として主体的に活動できる人材を育成します。また、受講者のニーズに合った</u> <u>活動ができるよう支援します。</u>	(2)地域子育て支援者の育成支援 <u>すぎなみ地域大学の</u> <u>子育て支援講座の充実を図り、</u> <u>様々な場で</u> <u>子育て支援活動の担い手として主体的に活動できる人材を育成するとともに、受講者のニーズに応じた受講後の活動を支援します。</u>	よりわかりやすい 記述に修正
68	P126	(6)子育てしやすい生活環境の整備 <u>子ども連れや妊娠している方などが利用しやすいよう、駅及び駅周辺の環境整備を進めるほか、バリアフリー協力店の普及を目指し、安心して商店を利用できる仕組みづくりを推進します。</u> <u>また、ひとり親世帯、多子世帯などに対して、区営住宅入居の抽選の倍率を優遇し、子育て世帯を入居しやすくします。</u> <u>区道の街路灯の維持・改修及び私道の民有灯の助成を行い、交通安全や防犯対策を推進します。</u> <u>各学校において学校安全支援隊</u>	(6)子育てしやすい生活環境の整備 <u>子ども連れや妊娠している方などが利用しやすいよう、駅及び駅周辺の環境整備を進めるほか、バリアフリー協力店の普及・啓発を図り、安心して商店を利用できる仕組みづくりを推進します。</u> <u>ひとり親世帯、多子世帯などに対して、区営住宅入居の抽選の倍率を優遇し、子育て世帯を入居しやすくします。</u> <u>区道の街路灯の維持・改修及び私道の民有灯の助成を行い、交通安全・防犯対策を推進します。</u> <u>各</u>	よりわかりやすい 記述に修正

		<p>を結成し、小学校及びその周辺の防犯・安全パトロールなどを実施し、<u>防犯や安全活動に取り組んでいるほか、子どもの見守りのためのパトロールを実施している団体の活動に対する助成や、</u>犯罪発信情報をメール配信<u>_____</u>します。また、災害時には、災害時緊急メール網<u>_____</u>を運用し、保育園・幼稚園・子供園・学童クラブと保護者が情報を共有します。</p>	<p><u>_____</u>小学校及びその周辺の防犯・安全パトロールや</p> <p><u>_____</u>子どもの見守りのためのパトロールを実施している団体の活動に対する助成を行うとともに、犯罪発信情報のメール配信を実施します。また、災害時には、災害時子ども安全連絡網を運用し、保育園・幼稚園・子供園・学童クラブと保護者との情報共有を図ります。</p>	
69	P127	<p>(7) 地域運営学校(コミュニティ・スクール)の拡充 保護者や地域住民などが、合議制の機関である学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「地域運営学校(コミュニティ・スクール)」を指定し、地域に開かれ、信頼される学校づくりを目指します。</p>	<p>(7) 地域運営学校(コミュニティ・スクール)の拡充 <u>地域に開かれ、信頼される学校づくりに向けて</u></p> <p><u>_____</u>「地域運営学校(コミュニティ・スクール)」を拡充し、保護者や地域住民などの学校運営への参画を推進します。</p>	より適切でわかりやすい記述に修正
70	P127	<p>(8) 学校支援本部の拡充 学校と地域の連携体制の構築を図るため、関係者研修の充実等により学校支援本部の取組を支持し、学校<u>_____</u>支援<u>_____</u>活動に関わる地域人材のすそ野を広げていきます。</p>	<p>(8) 学校支援本部の拡充 学校の教育活動の充実・発展を<u>_____</u>図るため、関係者研修の充実等により学校支援本部の取組を支持し、<u>学校を支援する活動に関わる地域人材のすそ野を広げていきます。</u></p>	より適切でわかりやすい記述に修正
71	P127	<p>(9) 地域教育推進協議会のモデル設置</p> <p><u>_____</u></p> <p><u>_____</u>0歳から15歳までの子どもの育成や教育に係る課題について、地域の多様な主体が協力・連携しながら、自主的に取り組む活動を支援します。</p>	<p>(9) 地域教育推進協議会のモデル設置</p> <p><u>中学校を中心とした区域単位で組織する地域教育推進協議会のモデル設置を推進し、</u>0歳から15歳までの子どもの育成や教育に係る課題について、地域の多様な主体が協力・連携しながら、自主的に取り組む活動を支援します。</p>	よりわかりやすい記述に修正
72	P127	<p>2 子育て応援券事業 就学前の子どもがいる家庭に<u>_____</u></p> <p><u>_____</u>「子育て</p>	<p>2 子育て応援券事業 就学前の子どもがいる家庭に、<u>一時保育、子育て講座などの有料の子育て支援サービスに利用できる</u>「子育て</p>	よりわかりやすい記述に修正



		て応援券」を交付し、地域の中で様々な人とかかわりながら安心して子育てができるよう支援します。	て応援券」を交付し、地域の中で様々な人とかかわりながら安心して子育てができるよう支援します。	
73	P127	4 子育てを応援する企業・事業所への支援の推進 <u>企業・事業主が次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、子育てに理解ある職場環境づくりに取組むよう、また、自主的に行っている地域貢献活動がより多くの企業・事業者に広がるように啓発を行います。</u> <u>また、子ども・子育てにやさしい優れた取組を行っている企業・事業者を表彰するとともに、そのような取組を行うように、企業・事業者に対して働きかけます。</u>	4 子育てを応援する企業・事業所への支援の推進 <u>子育てに理解のある職場環境づくりのほか、子育て支援や地域貢献活動に関する積極的な取組を行っている企業・事業所を表彰するとともに、こうした取組がより多くの企業・事業者に広がるように啓発を行います。</u>	よりわかりやすい記述に修正
74	P128	6 母子保健に関する相談支援等の実施 保健センターでは、 <u>妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及や相談・支援体制を充実させ、地域で安心して育児ができるように支援します。また、発達障害</u> <u>を早期から支援するため、1歳6か月健診後の集団観察の場となる「あそびのグループ」を実施します。</u>	6 母子保健に関する相談支援等の実施 保健センターにおける <u>妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及や相談・支援体制を充実させ、地域で安心して育児ができるように支援します。また、発達の偏り等が疑われる幼児とその保護者を早期から支援するため、1歳6か月健診後の集団観察の場となる「あそびのグループ」を実施します。</u>	よりわかりやすい記述に修正
75	P128	(3) あそびのグループの実施 <u>発達に心配のある幼児を</u> <u>対象に、専門職が、親子で参加するグループ活動を実施します。この活動により</u> <u>保護者に具体的な助言を行い、適切な対応が図れるよう支援します。</u>	(3) あそびのグループの実施 <u>1歳6か月健診後の発達に偏り等が疑われる幼児とその保護者を対象に、</u> <u>親子で参加するグループ活動を実施します。この活動を通して、専門職が保護者に具体的な助言を行い、適切な対応が図れるよう支援します。</u>	よりわかりやすい記述に修正
76	P130	7 安心して妊娠・出産できる環境づくり (4) 分娩施設整備助成事業の実施	7 安心して妊娠・出産できる環境づくり (4) 分娩施設整備助成事業の実施	よりわかりやすい記述に修正

		区内の出産施設が大幅に減少し、身近な医療機関等で出産できにくい現状から、医療機関等が_____出産用のベッドを増やす際に医療機関等に対して施設整備の一部を補助することで、区民が安心して_____出産できる環境を整えます。	区内の出産施設が大幅に減少している現状を踏まえて、_____医療機関等に対して出産用のベッドを増やす際の施設整備費_____の一部を補助することで、区民が安心して身近な医療機関等で出産できる環境を整えます。	
77	P130	(5)妊産婦健康診査等の充実 健康な出産ができるよう妊婦健康診査を充実させるとともに、区内の医療機関等において、妊婦子宮頸がん検診・妊婦歯科健康診査・産婦健康診査を実施し、 <u>安心安全な妊娠・出産の支援を充実します。</u>	(5)妊産婦健康診査等の充実 健康な出産ができるよう妊婦健康診査を実施するとともに、区内の医療機関等において、妊婦子宮頸がん検診・妊婦歯科健康診査・産婦健康診査を実施し、 <u>安全・安心な妊娠・出産の支援を充実します。</u>	よりわかりやすい記述に修正
78	P130	10 一時預かり保育の充実 子どもを_____預かる事業を実施し、保護者の育児疲れの解消や保護者又は家族の疾病・出産等の子育て家庭の支援をしていきます。	10 一時預かり保育の充実 子どもを <u>一時的に</u> 預かる事業を実施し、保護者の育児疲れの解消や保護者又は家族の疾病・出産等の子育て家庭を支援します。	よりわかりやすい記述に修正
79	P124・P131	(1) <u>ひととき保育の充実</u> 通院、買い物、育児疲れの解消等のために、子どもを短時間預かり保育する「ひととき保育」を充実します。 <u>さらに「ひととき保育」の施設連絡会や事業者対象の研修を実施し、保育サービスの質を高めていきます。</u>	(1) <u>一時保育の実施</u> 通院、買い物、育児疲れの解消等のために、子どもを短時間預かり保育する「ひととき保育」を <u>運営する地域のNPO法人等を支援するとともに、区立・私立保育園における一時保育を実施します。</u>	より適切でわかりやすい記述に修正
80	P131	(2) 緊急一時保育の実施 保護者又は家族の疾病、出産等の理由により、緊急に保育を必要とする子どもを、 <u>区立保育園において一時的に一定期間保育します。</u>	(2) 緊急一時保育の実施 保護者又は家族の疾病、出産等の理由により、緊急に保育を必要とする子どもを、 <u>区立保育園及び子育てサポートセンターにおいて一時的に預かる緊急一時保育を実施します。</u>	より適切な記述に修正
81	P131	(3) <u>ファミリー・サポート・センター事業の充実</u> 短時間の子どもの預かりや送迎等の援助を必要とする人(利用会員)と援助ができる人(協力会員)との相互援助によって行うファミリ	(3) <u>ファミリー・サポート・センター事業の充実</u> 短時間の子どもの預かりや送迎等の援助を必要とする人(利用会員)と援助ができる人(協力会員)との相互援助により <u>行うファミリ</u>	よりわかりやすい記述に修正

		ー・サポート・センター事業を実施し、_____協力会員数の拡大に取り組みます。	ー・サポート・センター事業の充実を図るため、協力会員数の拡大に取り組みます。	
82	P131	11 ふれあい保育・育児相談の実施 保護者の子育てに対する悩みや不安を保育士や看護師、調理職員に相談しながら、保育園生活の体験ができるふれあい保育を <u>すべての区立保育園</u> で実施します。 また、子育てサポートセンターでは、 <u>育児講座や電話相談</u> を活用した育児相談により <u>育児の負担軽減を図り、すべての区立保育園</u> において <u>も来園や電話による育児相談に積極的に取り組む</u> ことで、保護者の育児負担の軽減や子どもの健やかな成長を支援していきます。	11 ふれあい保育・育児相談の実施 保護者の子育てに対する悩みや不安を保育士や看護師、調理職員に相談しながら、保育園生活の体験ができるふれあい保育を_____区立保育園で実施します。 また、子育てサポートセンターにおいて、 <u>育児講座や電話相談</u> を活用した育児相談により <u>育児の負担軽減を図るとともに、区立・私立保育園</u> において <u>来園や電話による育児相談に積極的に取り組む</u> ことで、保護者の育児負担の軽減や子どもの健やかな成長を支援します。	パブコメ意見を踏まえ、より適切な記述に修正
83	P131	12 乳幼児親子のつどいの場の充実 (1) つどいの広場の充実(ひととき保育併設) 地域のNPO法人や民間事業所等が運営している「つどいの広場」に <u>集うことで乳幼児親子(特に0歳~2歳の親子)が安心して過ごせる交流の場となっています。さらに、先輩お母さんとの交流や高齢者とのふれあい_____など、施設が特色を活かした運営を行うことで、親自身が子育ての中の気づきや子育ての楽しさを実感できるような広場づくりを実施していきます</u>	12 乳幼児親子のつどいの場の充実 (1) つどいの広場の充実_____ 地域のNPO法人や民間事業所等が運営する_____「つどいの広場」について、 <u>乳幼児親子(特に0歳~2歳の親子)が安心して過ごせる交流の場とする</u> とともに、_____先輩お母さんとの交流や高齢者とのふれあいを <u>図る</u> など、施設が特色を活かした運営を行うことで、親自身が子育ての中の気づきや子育ての楽しさを実感できるような広場となるよう支援します。	より適切でわかりやすい記述に修正
84	P132	(2) ゆうキッズ事業の充実 児童館が乳幼児親子にとって、子育て仲間との交流の場となり、親の子育て力向上、育児不安や孤立感の解消に寄与できるよう、_____ _____ _____	(2) ゆうキッズ事業の充実 児童館が乳幼児親子にとって、子育て仲間との交流の場となり、親の子育て力向上、育児不安や孤立感の解消に寄与できるよう、 <u>子育てに関する相談や情報提供を行うとともに、生後間もない乳児とその保護者の受け入れや乳児親子向</u>	よりわかりやすい記述に修正

		<p>_____</p> <p>_____</p> <p>ゆうキッズ事業の充実を図ります。  <u>ゆうキッズ事業は、「地域子育て支援拠点事業」の趣旨を踏まえ、子育てについての相談、情報の提供を行い、区民との協働や他の関係機関との連携により、生後間もない乳児とその保護者の受け入れや乳児親子向けプログラム（ゆうキッズスタート）を全児童館で実施します。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>けプログラム（ゆうキッズスタート）を全児童館で実施するなど、  <u>ゆうキッズ事業の充実を図ります。</u></p>	
85	P132	<p>子育てセーフティネットの構築（事業 14～18）  このため、子ども家庭支援センターの組織体制や機能を強化し、<u>_____虐待通告・相談に対する迅速で的確な対応を図ります。さらに妊娠期から各関係機関とのネットワークを一層きめ細やかにすることにより、より早期から児童虐待を予防する子育てセーフティネットを構築します。</u></p>	<p>子育てセーフティネットの構築（事業 14～18）  このため、子ども家庭支援センターの組織体制や機能を強化し、<u>児童虐待通告・相談に対する迅速で的確な対応を図ります。また、_____各関係機関とのネットワークを一層きめ細やかにし、妊娠・出産期から_____児童虐待を予防する子育てセーフティネットを構築します。</u></p>	よりわかりやすい記述に修正
86	P132	<p>14 子ども家庭支援センター相談事業  子どもと家庭の総合相談窓口（ゆうライン）の充実を図り、<u>福祉・保健・医療・教育分野</u>と連携しながら、子育て相談・<u>_____虐待問題などについて、きめ細かく対応します。</u></p>	<p>14 子ども家庭支援センター相談事業  子どもと家庭の総合相談窓口（ゆうライン）の充実を図り、<u>保健・福祉・医療・教育分野等</u>と連携しながら、子育て相談・<u>児童虐待問題などに_____きめ細かく対応します。</u></p>	より適切な記述に修正
87	P132	<p>(1) ゆうラインの充実  電話や面接等による相談に対応するとともに、  _____関係機関との連携を進めます。</p>	<p>(1) ゆうラインの充実  電話や面接等により、<u>子育て相談・児童虐待問題等の相談にきめ細かく対応するとともに、その状況に応じて関係機関との連携による効果的な支援を行います。</u></p>	よりわかりやすい記述に修正
88	P132	<p>(2) 子育て相談サロンの実施  保健センター等からの紹介により、  子育てに不安や悩みのある母親が</p>	<p>(2) 子育て相談サロンの実施  _____子育てに不安や悩みのある母親が</p>	よりわかりやすい記述に修正

		相談を兼ねて親子で過ごせる居場所として運営します。	相談を兼ねた居場所として、親子で気軽に利用できる子育てサロンを実施します。	
89	P133	15 児童虐待対策の推進 _____区民や関係機関からの児童虐待通告・相談に対しては、要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等への継続的な支援を行います。また、育児不安等の相談に対しては、母子保健事業と一体となって継続的に支援し、地域と連携しながら、虐待の未然防止を図ります。	15 児童虐待対策の推進 保護者からの相談や区民・関係機関からの児童虐待通告等を受け、____要保護児童対策地域協議会を通じて、要保護児童等への継続的な支援を行います。また、子ども家庭支援センターと母子保健の取組や医療機関等との連携を強化して、特定妊婦及び要支援児童の早期把握、早期支援に努めるなど、妊娠・出産期からの児童虐待未然防止対策を進めます。	より適切な記述に修正
90	P133	(1) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 要保護児童対策地域協議会を再構築し、調整機能を持つ子ども家庭支援センターと保健センターの役割分担により、地域における要保護児童を把握し、妊娠期からの虐待の未然防止、相談・対応、重症化防止を一体的に行います。	(1) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 区の子ども家庭支援センターや保健センターをはじめ、関係機関等で構成する要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、妊娠期からの児童虐待の_____未然防止、相談・対応、重症化予防を一体的に行います。	より適切な記述に修正
91	P133	16 要支援家庭サポート事業の充実 虐待や養育困難により支援が必要な家庭を、関係機関による見守りや訪問、育児支援ヘルパーの派遣等によりサポートし、虐待_____防止を図ります。	16 要支援家庭サポート事業の充実 虐待や養育困難により支援が必要な家庭を、関係機関による見守りや訪問、育児支援ヘルパーの派遣等によりサポートし、虐待未然防止を図ります。	より適切な記述に修正
92	P134	17 児童虐待防止のためのネットワーク強化 要保護児童対策地域協議会の関係機関の連携を中心に、広く福祉、保健医療、教育分野_____の関係機関、子ども子育てに関わる民間団体や区民のグループを含めた、児童虐待防止のためのネットワークを強化していきます。	17 児童虐待防止のためのネットワーク強化 要保護児童対策地域協議会の関係機関の連携を中心に、広く保健・福祉・医療・教育分野等の関係機関、子ども子育てに関わる民間団体や区民のグループを含めた、児童虐待防止のためのネットワークを強化します。	より適切な記述に修正

93	P134	<p>ひとり親家庭の自立支援の推進(事業 19～23)</p> <p>近年の離婚件数の急増に伴い、杉並区においてもひとり親家庭は増加傾向にあります。ひとり親家庭の親は経済的、社会的、精神的に不安定な状況におかれがちであるため、</p> <p>_____ 子ども家庭支援センターを中心に、ひとり親家庭が抱える様々な相談にきめ細かに応えられるよう相談体制を充実します。</p> <p>また、民間母子生活支援施設の建設費等を助成することで、母子家庭の安心安全な生活の場と緊急一時保護施設としての機能の充実を図ります。</p>	<p>ひとり親家庭の自立支援の推進(事業 19～22)</p> <p>_____</p> <p>_____ ひとり親家庭の親は経済的、社会的、精神的に不安定な状況におかれがちであり、支援を必要とする区内のひとり親家庭は増加傾向にあることから、子ども家庭支援センターを中心とする</p> <p>_____ 相談体制を充実し、適切な支援につなげます。</p> <p>また、経済的な事情やDV被害などによる母子世帯に対し、母子生活支援施設への入所を支援します。</p>	より適切な記述に修正
94	パブコメ案 P102・P112	<p>19 民間母子生活支援施設の建設助成</p> <p>子どもの養育が困難な母子家庭の安心安全な生活の場の確保のために、民間母子生活支援施設の老朽化に伴う改築に対し、改築費用の一部を助成します。</p>	削除 (項目順次繰り上げ)	計画変更による修正
95	P125・P134	<p>20 相談体制の充実</p> <p>(1) ひとり親家庭相談の充実</p> <p>ひとり親家庭の悩みや問題に気軽に相談できるよう、子ども家庭支援センター等を中心に各種制度、生活などの全般的な相談を受けます。離婚前後の精神的に不安定な時期については、福祉事務所と子ども家庭支援センターが適切なアドバイス及び関係機関につなぐなど、個々に応じたきめ細かな対応による総合的な支援を行います。また、ひとり親家庭支援のためのパンフレットを発行し、各種支援施策・制度の周</p>	<p>19 相談体制の充実</p> <p>(1) ひとり親家庭相談の充実</p> <p>ひとり親家庭の悩みや問題に対して、_____ 子ども家庭支援センターと福祉事務所等が連携を図りながら相談を受けるとともに、</p> <p>_____</p> <p>_____ きめ細かな対応による総合的な支援を行います。また、ひとり親家庭支援のためのパンフレットを発行し、各種支援施策・制度の周</p>	よりわかりやすい記述に修正

		知を図ります。	知を図ります。	
96	P125・P135	<p>21 子育て支援・生活の場の整備</p> <p>(1) ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業の充実</p> <p>義務教育修了前の子どもがいるひとり親家庭が、就労等の事情で日常生活に支障をきたしている場合に、家事又は育児などを行うホームヘルパーを派遣します。<u>利用期間を延長するなど各家庭の状況に応じてホームヘルパーを派遣することで、安心した子どもの生活を守ります。</u></p>	<p>20 子育て支援・生活の場の整備</p> <p>(1) ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業の充実</p> <p>義務教育修了前の子どもがいるひとり親家庭が、就労等の事情で日常生活に支障をきたしている場合に、家事又は育児などを行うホームヘルパーを派遣します。<u>各家庭の状況に応じてホームヘルパーの利用期間を延長するなど、子どもの安らかな生活の確保を図ります。</u></p>	よりわかりやすい記述に修正
97	P135	<p>(3)母子生活支援施設への入所支援</p> <p>D V 被害者母子世帯や離婚、未婚母子世帯が、子どもの養育見守り及び住宅の確保が必要な場合に、<u>母子生活支援施設への入所を支援します。</u></p> <p>さらに、<u>施設指導員や母子自立支援員が連携して生活や就業の支援を</u>します。</p> <p>また、D V 被害者母子世帯<u>の緊急一時保護室を整備し、緊急時の受け入れを進めます。</u></p>	<p>(3)母子生活支援施設への入所支援</p> <p>D V 被害者母子世帯や離婚、未婚母子世帯が、子どもの養育見守り及び住宅の確保が必要な場合に、<u>施設指導員や母子自立支援員が連携して生活や就業の援助を行う母子生活支援施設への入所を</u> 支援 します。</p> <p>また、D V 被害者母子世帯等<u>の緊急一時保護の対応を図ります。</u></p>	より適切な記述に修正
98	P125・P136	<p>22 就労支援</p> <p>(4)<u>ハローワーク等との連携の強化</u></p> <p>_____ハローワーク、N P O 等関係団体との連携を図り、求人情報の収集・提供を円滑に行います。</p> <p>また、<u>ハローワーク、(財)東京仕事センター</u>や関係機関と連携して、セミナー開催等の就労支援を行います。</p>	<p>21 就労支援</p> <p>(4)<u>就労支援センター等との連携の強化</u></p> <p><u>就労支援センター</u>、ハローワーク、N P O 等関係団体との連携を図り、求人情報の収集・提供を円滑に行います。</p> <p>また、_____ (公財)東京しごとセンターや関係機関と連携して、セミナー開催等の就労支援を行います。</p>	より適切な記述に修正
99	P137	<p>現状と課題</p> <p>この間、区は認可_____・認証保育所、区保育室の増設などによる、</p>	<p>現状と課題</p> <p>この間、区は認可<u>保育所</u>・認証保育所、区保育室の増設などにより、</p>	よりわかりやすい記述に修正

		待機児童対策に <u>取り組み、認可保育所の整備などの対策を計画的に進め、一定の成果を上げてきました。</u> 今後も <u>保育の</u> _____ 充実を図ることが課題となっています。	待機児童対策において _____ _____ 一定の成果を上げてきましたが、 <u>今後も保育需要予測に応じた施設整備等を進め、保育サービスの充実を図ることが課題となっています。</u>	
100	P138	保育サービスの充実（事業１～４） <u>杉並区では、増大する保育需要に対応するために、保育所等の受入定員の拡大、認可保育所・認証保育所の整備、家庭福祉員の拡充などにより、待機児童の解消を目指した対策を進めます。あわせて、今後の中長期的な保育需要の変化などを踏まえて、障害者指定園の拡大、産休明け保育の拡大、病児・病後保育の推進などの多様な保育サービスを提供します。また、就学前教育の充実を図るために、就学前教育振興指針 _____ を策定し、幼児育成施設共同研修の実施、幼保小連携カリキュラムの策定・普及を _____ 推進していきます。</u>	保育サービスの充実（事業１～４） _____ 増大する保育需要に対応するため _____、保育所等の受入定員の拡大、認可保育所・認証保育所の整備、家庭福祉員の拡充などにより、待機児童の解消に向けた _____ 対策を進めます。併せて _____、今後の中長期的な保育需要の変化などを踏まえて、 <u>障害児受入 _____ の拡大、産休明け保育の拡大、病児保育 _____ の推進などの多様な保育サービスを提供します。また、就学前教育の充実を図るため _____、就学前教育振興指針等に基づく乳幼児育成施設共同研修の実施、幼保小連携カリキュラムの策定・普及などの取組を推進します。</u>	より適切な記述に修正
101	P138	１ 待機児童対策の推進 (1) 認可保育所の整備 <u>児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県知事に認可された保育所を増設するなど、受入定員の拡大を図ります。</u>	１ 待機児童対策の推進 (1) 認可保育所の整備 <u>児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たした認可保育所を計画的に整備し、 _____ 受入定員の拡大を図ります。</u>	より適切な記述に修正
102	P138	(3) 認証保育所の整備 <u>市部における保育需要に対応する _____ 東京都の独自の基準を満たす認証保育所を増設するなど、多様化する保育ニーズに応える新しい方式の保育所を整備します。</u>	(3) 認証保育所の整備 <u>長時間保育（13時間以上）をはじめ _____ 東京都の独自の基準を満たす認証保育所を整備し、 _____ 多様化する保育ニーズへの対応を図ります。</u>	より適切な記述に修正



103	P139	(4) 家庭福祉員の拡充 保護者の就労等により、昼間家庭で保育することのできない子どもを預かり、家庭的な雰囲気を大切にしながら保育する一定の資格を持ち区長の認定を受けた方を増やします。家庭的雰囲気における少人数の保育は、乳幼児に対して安定した保育効果が期待できます。	(4) 家庭福祉員の拡充 一定の資格を持ち、区長の認定を受けた家庭福祉員を拡充し、家庭的雰囲気による少人数の保育を行います。 また、家庭福祉員同士が連携しながら、より充実した保育を行うことができるよう、複数名の家庭福祉員によるグループ型小規模保育を進めます。	より適切でわかりやすい記述に修正
104	パブコメ案 P115・P116	(5) グループ型小規模保育の新設	削除 (項目順次繰り上げ)	計画変更により削除
105	P137・P139	(6) 私立幼稚園預かり保育の拡大 長時間の預かり保育を行う私立幼稚園に対し、補助金制度を設け、私立幼稚園における保育の充実をはかり、短時間就労者等の保育需要に対応します。	(5) 私立幼稚園預かり保育の拡大 私立幼稚園における預かり保育の拡大を図り、 短時間就労者等の保育需要に応えます。	よりわかりやすい記述に修正
106	P138・P139	2 多様な保育サービスの提供 (1) 障害児指定園の拡大 保育を必要とする障害児を持つ保護者の需要に対応できるよう、 児指定園 を拡大します。	2 多様な保育サービスの提供 (1) 障害児受入の拡大 保育を必要とする障害児を持つ保護者の需要に対応できるよう、 区立・私立保育園における障害児の受入を拡大します。	パブコメ意見を踏まえ、より適切な記述に修正
107	P139	(2) 延長保育実施園の拡大 保護者の就労時間の多様化、長時間化などに伴う保育需要に応えるため、 延長保育の実施園を拡大します。	(2) 延長保育実施園の拡大 保護者の就労時間の多様化、長時間化などに伴う保育需要に応えるため、 区立・私立保育園における延長保育の実施園を拡大します。	パブコメ意見を踏まえ、より適切な記述に修正
108	P139	(3) 産休明け保育実施園の拡大 女性の社会進出の増加や就労形態の多様化などに伴って増大している乳児保育の需要に対応するため、 産休明け保育の実施園を拡充します。	(3) 産休明け保育実施園の拡大 女性の社会進出の増加や就労形態の多様化などに伴って増大する乳児保育の需要に対応するため、 区立・私立保育園における産休明け保育の実施園を拡大します。	パブコメ意見を踏まえ、より適切な記述に修正
109	P138・P139	(4) 病児・病後児保育の推進 子どもの病気やケガの症状安定期からでも安心して預けられる場所	(4) 病児保育の推進 子どもの病気やケガの症状安定期からも安心して預けられる病児保	より適切な記述に修正

		_____を整備し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	育の場を整備し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	
110	P135	3 子供の整備 保護者の就労形態にかかわらず幼児を受け入れ教育及び保育を一体的に行う、区独自の幼保一体化施設である子供の運営については、 <u>検証・評価を行いながらより一層の充実を図ります。</u>	3 子供の整備 保護者の就労形態にかかわらず幼児を受け入れ教育及び保育を一体的に行う、区独自の幼保一体化施設である子供の運営を整備します。	よりわかりやすい記述に修正
111	P138・P139	4 就学前教育の充実 _____就学前の乳幼児の発達段階に応じた成長のための支援を総合的に進め、小学校教育に <u>継続するよう</u> 「学びの連続性を重視した教育」を推進します。 (1) 就学前教育振興指針	4 就学前教育の充実 <u>就学前教育振興指針等に基づき</u> 、就学前の乳幼児の発達段階に応じた成長のための支援を総合的に進め、小学校教育に <u>続く</u> 「学びの連続性を重視した教育」を推進します。 削除 (項目順次繰り上げ)	より適切な記述に修正
112	P141・P142	施策3 障害児援護の充実 1 発達障害支援の充実 (5) 学齢期児童の発達障害支援事業 _____	施策3 障害児援護の充実 1 発達障害支援の充実 (5) 学齢期児童の発達障害支援事業 (教育委員会との連携事業)	より適切な記述に修正
113	P141	1 発達障害支援の充実 社会性やコミュニケーション面の発達に心配のある子どもに対し、医師や心理職などの専門職による個別指導やグループ指導を行うことにより、保護者や幼稚園・保育園等が、適切な対応を図れるよう支援します。 _____ _____ _____	1 発達障害支援の充実 社会性やコミュニケーション面の発達に心配のある子どもに対し、医師や心理職などの専門職による個別指導やグループ指導を行うことにより、保護者や幼稚園・保育園等が、適切な対応を図れるよう支援します。 <u>さらに、保育所等訪問支援等を実施し、地域支援機能の充実を図ります。</u>	より適切な記述に修正
114	P141・P143	4 障害児の相談支援の充実 (1) <u>相談・療育体制の充実</u> (2) <u>相談支援事業の充実</u>	4 <u>障害児の相談支援・療育の充実</u> (1) <u>相談支援の充実</u> (2) <u>療育の充実</u>	パブコメ意見を踏まえ、より適切な記述に修正

115	P145・P146	次世代育成基金の創設 次代を担う子ども・青少年が <u>国内外の自治体との交流や、スポーツ、文化・芸術等の事業への参加を通じて、健やかに成長していけるよう支援するため、「次世代育成基金」を設置し、子どもたちの交流、スポーツ、自然体験など、様々な分野で、子どもたちが自分の可能性を見出すきっかけになる事業の実施に基金を活用していきます。</u>	次世代育成基金の活用 次代を担う子ども・青少年が、 <u>国内外の文化・芸術・スポーツなど様々な分野での交流や自然体験事業に参加することを通して、広く社会に関心を持ち、健やかに成長していけるように支援するため、「次世代育成基金」の活用を推進します。</u>	よりわかりやすい 記述に修正
116	P146	子どもの居場所づくりの推進(事業2～4) 子どもが関係する事件・事故の多発により、子どもの安全・安心な居場所を求める声が高まっています。 <u>_____児童館・学童クラブが安全に過ごせ、魅力ある遊び場・居場所として機能するよう充実を図ります。</u> <u>_____児童青少年センター(ゆう杉並)や地域児童館を中心に、中・高校生が_____利用しやすい環境づくりや設備の整備を進め、中・高校生自身が意見表明や地域等社会参加のできる機会をつくり、自主的活動を支援します。</u>	子どもの居場所づくりの推進(事業2～5) 子どもが関係する事件・事故の多発により、子どもの安全・安心な居場所を求める声が高まっていることを踏まえ、 <u>_____児童館・学童クラブが安全で_____魅力ある遊び場・居場所として機能するように運営します。</u> <u>また、児童青少年センター(ゆう杉並)をはじめとして、_____中・高校生がより一層利用しやすい環境づくりや設備の整備を進め_____</u> <u>_____ます。</u>	よりわかりやすい 記述に修正
117	P147	3 児童館運営の推進 子どもがいつでも気軽に利用できる身近で、地域の安心安全な居場所として、 <u>多様な遊びや活動を通して、友達や大人と出会い、楽しくふれあう機会を提供します。また、子どもの意見を尊重し、子どもの参画による事業活動を進めます。</u>	3 児童館運営の推進 子どもがいつでも気軽に利用できる、 <u>地域の安全・安心な居場所となるよう、児童館運営を推進します。また、子どもの意見を尊重するとともに、子どもの参画による事業活動を進めることで、子どもの自主性・社会性・創造性を培います。</u>	よりわかりやすい 記述に修正
118	P148	4 児童青少年センター(ゆう杉並)運営の充実 (3) 中・高校生運営委員会活動の推進	4 児童青少年センター(ゆう杉並)運営の充実 (3) 中・高校生運営委員会活動の推進	より適切な記述に 修正

		利用者自身が企画立案から実施まで行う「自主企画実現システム」を活性化させ、事業の数を増やしていきます。自主活動グループ(登録団体)づくりを支援し、中高校生世代の自主的利用の数を増やしていきます。	中・高校生運営会委員に所属する子どもが、利用者懇談会に代議員として参加し、安全・安心で利用しやすい施設とするために運営をチェックすることなど、利用者代表との活動を推進します。	
119	P145・P148	新規項目	5 中・高校生の新たな居場所づくりに向けた取組 (本文追加) (項目順次繰り下げ)	新規計画の追加
120	P145・P148	5 児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実 (3) 学童クラブ重度重複障害児の受け入れ 重度の身体障害と重度の知的障害を併せ持つ場合は、高円寺北学童クラブで受け入れ、よりニーズに沿った対応を進めています。	6 児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実 (3) 学童クラブ重度重複障害児の受け入れ 重度の身体障害と重度の知的障害を併せ持つ子どもの学童クラブへの受入体制を整備します。	より適切な記述に修正
121	P150	青少年が健全に育つ社会づくり(事業8～12) 未来を担う青少年が健全に育つ____社会づくりを目指し、地域、学校、行政が連携をより一層深めて子どもや青少年を見守っていくことが大切です。 また、青少年を取り巻く社会環境の変化が激しい中で、それぞれの事業に積極的に取組み、地域団体等とのつながりを深めるほかに、青少年に直接働きかける事業や、子どもが自らの意見表明や行事への参加をし、____社会の中で健やかに成長するための支援を行います。	青少年が健全に育つ社会づくり(事業9～13) 未来を担う青少年が健全に育つ地域社会づくりを目指し、地域、学校、行政が連携をより一層深めて子どもや青少年を見守っていくことが大切です。 また、青少年を取り巻く社会環境の変化が激しい中で、それぞれの事業に積極的に取組み、地域団体等とのつながりを深めるとともに、青少年に直接働きかける事業や子どもが自らの意見表明や各種の行事に参加することを通して、地域社会の中で健やかに成長するための支援を行います。	よりわかりやすい記述に修正

122	P146・P150	<p><u>8 青少年問題協議会の運営</u>          青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての必要な重要事項の調査審議、総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整等を担う青少年問題協議会を円滑に運営することにより、青少年が健全に育つ_____社会をつくれます。</p>	<p><u>9 青少年問題協議会の運営</u>          青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の立案に関して必要な重要事項の調査審議、総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整等を担う青少年問題協議会を円滑に運営し、_____青少年が健全に育つ<u>地域社会づくり</u>を進めます。</p>	よりわかりやすい記述に修正
123	P146・P150	<p><u>9 自立支援プロジェクトの実施</u>          (1)ジョブスタート支援事業の実施          高校卒業後の進路について、大学や専門学校への進学を選択する子どもが多い<u>現在において</u>、高校在学中に仕事に対する意識を持たせ、将来の目標を見据えた進路を選択できるように、仕事に関する意識を<u>高める取組を実施します</u>。また、社会に出る前の段階から、自ら考えて行動する<u>ような体験ができる機会を提供します</u>。</p>	<p><u>10 自立支援プロジェクトの実施</u>          (1)ジョブスタート支援事業の実施          高校卒業後の進路について、大学や専門学校への進学を選択する子どもが多い中、_____高校在学中に仕事に対する意識を持たせ、将来の目標を見据えた進路を選択できるように、仕事に関する意識を<u>高めるとともに</u>、_____社会に出る前の段階から、自ら考えて行動する_____体験ができる<u>機会の提供に努めます</u>。</p>	よりわかりやすい記述に修正